

証券コード7958
2021年6月11日

株 主 各 位

東京都北区赤羽一丁目63番6号

天馬株式会社

代表取締役社長 廣 野 裕 彦

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様および関係者の皆様に、心からお見舞い申し上げますとともに、医療従事者をはじめ感染防止にご尽力されている皆様に、深く感謝申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当社は、新型コロナウイルスの感染拡大等を受け、本定時株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、本定時株主総会へのご出席に際し、開催日時点での流行状況やご自身の健康状態をお確かめの上、ご無理をなさらず、当日のご出席を見合わせることもご検討ください。

なお、当日のご出席を見合わせていただく場合は、議決権行使書またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記「議決権行使についてのご案内」に従って、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午後2時
（受付開始：午後1時予定）
2. 場 所 東京都北区赤羽南一丁目13番1号
北区赤羽会館 講堂
（前回とは開始時刻・会場が異なっておりますので、ご留意
ください。会場については、末尾の「株主総会会場ご案内
図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第73期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等
委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第73期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

<会社提案>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

<株主提案>

- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

議決権行使についてのご案内

■決議事項に関する当社取締役会の意見

本定時株主総会の決議事項のうち、第1号議案および第2号議案は当社取締役会による決定、第3号議案は当社監査等委員会による決定および請求、第4号議案は株主様1名によるご提案、第5号議案は株主様2名によるご提案にそれぞれ基づき本定時株主総会に上程いたします。

当社取締役会は、第3号議案および第4号議案には「反対」、第5号議案には「賛成」しております。当社取締役会の意見にご賛同いただける株主様におかれましては、以下のとおり、議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。なお、当社取締役会の意見の詳細につきましては、株主総会参考書類をご参照いただきますようお願い申し上げます。

第1号議案<会社（取締役会）提案> 剰余金の処分の件	取締役会の意見
	賛成

監査等委員でない取締役の選任議案		監査等委員である取締役の選任議案	
第2号議案 <会社（取締役会）提案> 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件	取締役会の意見	第3号議案 <会社（監査等委員会）提案> 監査等委員である取締役3名選任の件	取締役会の意見
	賛成		反対
第4号議案<株主提案> 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件	取締役会の意見	第5号議案<株主提案> 監査等委員である取締役3名選任の件	取締役会の意見
	反対		賛成

■議決権行使にあたってのご注意

<監査等委員でない取締役の選任議案（第2号議案および第4号議案）>

当社定款第18条第1項において、当社の監査等委員でない取締役の員数は、9名以内と定められております。

他方、第2号議案では監査等委員でない取締役7名の選任を、第4号議案では監査等委員でない取締役3名の選任を提案しており、両議案の全ての候補者（合計10名）が選任されると、当社の定款に定める監査等委員でない取締役の定員枠を超えてしまうこととなります。

かかる場合には、原則として、議決権行使書またはインターネット等による行使分を含め、過半数のご賛同を得た候補者を選任するものとさせていただきますが、採決の結果、過半数のご賛同を得た候補者が9名を超えた場合には、賛成の議決権の個数が多い候補者から順に9名を上限として選任するものといたします。なお、第2号議案および第4号議案の両議案について、株主の皆様による賛成の議決権行使の上限を9名にするとの取扱いはいたしません。

<監査等委員である取締役の選任議案（第3号議案および第5号議案）>

当社定款第18条第2項において、当社の監査等委員である取締役の員数は、4名以内と定められており、現在の当社の監査等委員である取締役3名のうち、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了を迎えるのは2名のみです。

他方、第3号議案では監査等委員である取締役3名の選任を、第5号議案では監査等委員である取締役3名の選任を提案しており、両議案の全ての候補者（合計6名）が選任されると、当社の定款に定める監査等委員である取締役の定員枠を超えてしまうこととなります。

かかる場合には、原則として、議決権行使書またはインターネット等による行使分を含め、過半数のご賛同を得た候補者を選任するものとさせていただきますが、採決の結果、過半数のご賛同を得た候補者が3名を超えた場合には、賛成の議決権の個数が多い候補者から順に3名を上限として選任するものといたします。なお、第3号議案および第5号議案の両議案について、株主の皆様による賛成の議決権行使の上限を3名にするとの取扱いはいたしません。

■議決権の行使方法

<株主総会にご出席をご希望の場合>

同封の議決権行使書用紙を株主総会当日の会場受付にご提出ください。

<議決権行使書（郵送）で議決権行使をご希望の場合>

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

<インターネット等で議決権行使をご希望の場合>

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードおよびパスワードをご利用になり、画面の案内に従って、各議案の賛否を2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までにご入力ください。

なお、機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

- ◎ 議決権行使書による議決権行使の際に、各議案に対して賛否の表示がない場合、会社提案（第1号議案から第3号議案）については「賛」、株主提案（第4号議案および第5号議案）については「否」の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎ 議決権行使書とインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- ◎ 議決権行使書により複数回議決権を行使された場合、最終のものを有効な議決権行使と取り扱わせていただきます。
- ◎ インターネット等により複数回議決権を行使された場合、最終のものを有効な議決権行使と取り扱わせていただきます。
- ◎ パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
- ◎ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本定株主総会に限り有効です。
- ◎ パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、議決権行使ウェブサイトの画面の案内に従ってお手続きください。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tenmacorp.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎ 新型コロナウイルスの感染拡大の状況により、株主総会の日時・場所等の運営に変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tenmacorp.co.jp/>）にてお知らせいたしますので、当日のご出席をご検討の際は、お出かけ前に必ずご確認ください。

本定時株主総会における 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

本定時株主総会の開催にあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、終息の見通しが立っていない状況の中、感染拡大防止のため、以下の対応を実施させていただく予定です。

株主の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1.株主の皆様へのお願い

- ・新型コロナウイルスの感染拡大の状況にご留意いただき、健康状態によらず、今回はご出席を見合わせることをご検討ください。
- ・特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方におかれましては、ご出席を見合わせることをお勧めいたします。
- ・当社といたしましては、議決権行使書（郵送）またはインターネットにて議決権を行使されることをお勧めいたします。

2.ご来場される株主様へのお願い

- ・ご出席される株主様におかれましては、マスク着用の上ご来場くださいますようお願いいたします。また、会場内にアルコール消毒液を設置いたしますので、アルコール消毒液の使用につきましても、ご協力をお願い申し上げます。
- ・体調がすぐれない方は、運営スタッフまでお申し出ください。また、体調不良とお見受けした方には、運営スタッフがお声掛けさせていただき入場をお控えいただく場合やご退出をお願いする場合もございますので、予めご了承ください。

3.当社の対応について

- ・当日は、当社出席者および運営スタッフは検温を行い、体調を十分確認のうえ、マスク（一部スタッフは手袋も）着用し参加いたします。
- ・会場内にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・会場内は、株主様に可能な限り間隔を空けてお座りいただけるよう、座席を配置いたします。そのため、例年よりも会場席数が減少しており、当日ご入場をお断りする可能性がございますので、予めご了承ください。

◎新型コロナウイルスの感染拡大の状況により、株主総会の日時・場所等の運営に変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tenmacorp.co.jp/>) にてお知らせいたしますので、当日ご出席をご検討の際は、お出かけ前に必ずご確認ください。

株主総会参考書類

<会社提案> (第1号議案から第3号議案)

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益還元の充実を経営課題の一つと位置づけ、連結純資産配当率 (DOE) 2.5%以上を目標として、安定した配当を継続することを基本とし、さらなる利益還元の向上を目指すとともに、業績の向上および経営目標の達成状況により、増配を検討することを基本方針としております。

当該配当方針に基づき、当期の年間配当金を連結純資産配当率 (DOE) 2.5%以上となる1株につき80円とするため、第73期の期末配当につきましては1株につき40円とさせていただきたいと存じます。

これにより、すでにお支払いさせていただいております中間配当金1株につき40円と合わせ、当期の年間配当金は1株につき80円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金40円
配当総額926,010,160円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、以下のとおり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

1. 当社取締役会による会社提案の取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の決定に至る経緯

<指名・報酬委員会の答申>

当社は、取締役等の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性および客観性を強化し、当社のコーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、取締役会の諮問を受けて検討した結果、取締役会に対し、廣野裕彦氏、永井勇一氏、則武勝氏、星健一氏、林史朗氏、倉橋博文氏および松山昌司氏（以下「本取締役候補者」といいます。）を、本定時株主総会に上程する取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として選定することを推薦する旨を答申いたしました。指名・報酬委員会による答申内容の詳細は当社ウェブサイトに掲載した2021年5月21日付「指名・報酬委員会からの『取締役候補者（監査等委員である取締役候補者を除く。）に係る答申書』受領に関するお知らせ」（<https://www.tenmacorp.co.jp/dl/?no=1697>）のとおりですが、指名・報酬委員会が上記各候補者を推薦するに至った理由の概要は、以下のとおりです。

- ◆ 当社が2021年5月13日付「第3次中期経営計画の策定に関するお知らせ」（<https://www.tenmacorp.co.jp/dl/?no=1695>）において公表したとおり、当社は、現経営陣の下、2022年3月期を初年度とし、2024年3月期を最終年度とする第3次中期経営計画（以下「本中期経営計画」という。）を策定している。本中期経営計画の着実な推進・達成は、当社の今後の企業価値向上に向けた最重要課題であるところ、その着実な推進・達成のためには、経営の連続性・安定性の観点からも、当社の事業内容・特性や課題等を理解しており、本中期経営計画の策定を推進した現経営陣による間断のない取組みを継続することが最適であると判断した。

- ◆ 第三者委員会の2020年3月13日付調査報告書（以下「第三者委員会報告書」という。）においては、当社における創業家問題が厳しく指摘されており、当社のガバナンス、ひいては企業価値を向上させるためには、当社取締役は、創業家との馴れ合いを一切排除した上で、当社及び全ての株主の利益のために取締役としての職務を遂行することが求められる状況にある。現経営陣を含む本取締役候補者にはいずれも、司元名誉会長、金田保一元取締役会長、司久元専務取締役及び金田宏元常務取締役（即ち、創業家）との間に特別な利害関係は確認されておらず、また、第三者委員会報告書において認定等された当社海外子会社における不適切な金銭交付に関与した者も含まれていない。さらに、当社が2021年5月13日付「再発防止策等の取組状況に関するお知らせ」（<https://www.tenmacorp.co.jp/dl/?no=1696>）において公表したとおり、当社は、現経営陣の下で、第三者委員会報告書における提言を踏まえ、再発防止策を策定の上、全社一丸となって着実にこれを推進している状況にあり、かかる再発防止策の継続的推進が望まれる状況にある。
- ◆ 以上の観点と現経営陣が有する資質、豊富な経験や専門的知識等とを併せ考慮すれば、本定時株主総会に上程する取締役候補者としては、現経営陣を中心とする体制を維持することが適切と判断した。その上で、現経営陣のスキルマトリックス等を考慮した結果、当社の企業価値の向上、ガバナンスの更なる強化に向けては、一定の経験・専門的知識等を備えた業務執行取締役候補者を新たに選定することが必要と判断した。
- ◆ 上記の点を総合的に考慮した結果、指名・報酬委員会は、本取締役候補者は、それぞれ指名・報酬委員会が定めた選任基準を満たしており、本定時株主総会に上程する取締役候補者として選定することを推薦すべきと判断した。

なお、指名・報酬委員会が指摘する本取締役候補者のスキルマトリックスは、以下のとおりである。

	独立性 (社外)	企業経営	生産	開発	企画・営業	財務・管理	法務・ コンプライアンス	グローバル経験	金融・証券	異業種・多様性
廣野 裕彦	—	●		●	●					
永井 勇一	—	●	●	●	●					
則武 勝	—	●			●	●	●		●	
星 健一	—		●		●					
林 史朗	—	●				●		●	●	●
倉橋 博文	●						●			●
松山 昌司	●					●				●

＜監査等委員会の意見＞

指名・報酬委員会が推薦した監査等委員でない取締役候補者についての監査等委員会の意見の内容の概要は、以下のとおりです。

1 廣野裕彦氏

法令遵守、内部統制に対する内外からの信頼回復の実現という当社の喫緊の課題に照らすと、以下の理由から同氏は取締役候補として不適切である。

1) 法令遵守・内部統制システム再構築に関し、経営責任者として主導して積極的に取り組まなかったこと昨年の定時株主総会において取締役候補として否認された、金田宏氏・須藤隆志氏を執行役員候補として取締役会へ上程し、それに加え、金田宏氏・須藤隆志氏が執行役員に選任された後、取締役責任調査委員会の調査に基づき、監査等委員会により金田宏氏・須藤隆志氏らを含む監査等委員でない前取締役に対し損害賠償請求訴訟の提起がなされたにもかかわらず、金田宏氏を常務執行役員総務部長として、須藤隆志氏を執行役員財務経理部長として起用し続けた。

2) 株主・投資家・ステークホルダー等を軽視した経営

監査等委員会および監査等委員が開示を要請した①監査等委員会決議に基づく取締役責任調査委員会設置の事実および②取締役責任調査委員会の調査報告書の開示をせず、株主・投資家・ステークホルダーの視点に立った情報開示が不十分である。

2 永井勇一氏

昨年の定時株主総会において取締役候補として否認された、金田宏氏・須藤隆志氏を執行役員とする旨の上記1の1) の取締役会決議に賛同しており、法令遵守、内部統制に対する内外からの信頼回復の実現という当社の喫緊の課題に照らすと、同氏は取締役候補として不適切である。

3 林 史朗氏

昨年の定時株主総会において取締役候補として否認された金田宏氏・須藤隆志氏を執行役員とする旨の上記1の1) の取締役会決議に賛同しており、法令遵守、内部統制に対する内外からの信頼回復の実現という当社の喫緊の課題に照らすと、同氏は取締役候補として不適切である。

4 松山昌司氏

昨年の定時株主総会において取締役候補として否認された、金田宏氏・須藤隆志氏を執行役員とする旨の上記1の1) の取締役会決議に賛同しており、法令遵守、内部統制に対する内外からの信頼回復の実現という当社の喫緊の課題に照らすと、同氏は取締役候補として不適切である。

＜取締役会の判断＞

当社取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容および監査等委員会の意見等について慎重に検討した結果、監査等委員会による意見は当を得ないものであると判断いたしました。その理由の概要は、以下のとおりです。

① 金田宏氏・須藤隆志氏の処遇について

監査等委員会は、昨年の定時株主総会において取締役候補者として否決された金田宏氏・須藤隆志氏の処遇を理由として、廣野裕彦氏、永井勇一氏、林史朗氏および松山昌司氏について取締役候補者として不適切であるとの意見を述べています。

しかし、当社取締役会においては、執行役員の人選はその担当業務に相応しい能力と経験を備えているか等、業務上の必要性に照らし、当社が有する人材の中から最適な配置が実現できるよう、慎重に検討した上で決定しております。金田宏氏・須藤隆志氏の執行役員選任につきましても、当社取締役会として、上記観点から最適と判断したのになります。また、監査等委員会から示された各種懸念については、複数の外部専門家とも継続して協議を行いながら対応を進め、両名を監督・監視する担当取締役・部長職の新たな設置、その業務上の権限の一部剥奪・他の役職員への移譲、情報アクセス権限の制限等、両名と当社との間の利益相反関係を踏まえた弊害発生の防止措置を実行してまいりました。さらに、当社が2021年4月19日付「組織体制の刷新および人事異動に関するお知らせ」において公表しましたとおり、金田宏氏は常務執行役員デジタル戦略室長、須藤隆志氏は執行役員サステナビリティ推進室長に人事異動がなされており、両名は総務部長・財務経理部長の職を既に解かれております。加えて、当社は、金田宏氏・須藤隆志氏の執行役員選任を含む人事施策に関して、外部の独立した法律事務所から法的問題はない旨の意見書も取得しております。

また、監査等委員会は、一方では、金田宏氏・須藤隆志氏の処遇を巡って両名が昨年の定時株主総会において取締役候補者として否決されたことを否定的な理由として挙げつつも、他方では、同じく昨年の定時株主総会において取締役候補者として否決された坂井一郎氏を、新たな執行役員総務部長兼財務経理部長兼デジタル戦略室長に就任させるべきとの人事異動案を提出し、第3号議案の監査等委員である取締役候補者として決定するなど、その挙動は明らかに矛盾しております。

以上の理由から、当社取締役会としましては、監査等委員会による上記意見は当を得ないものであると判断しております。

② 情報開示について

監査等委員会は、取締役責任調査委員会に係る情報開示の状況を理由として、廣野裕彦氏について取締役候補者として不適切であるとの意見を述べています。

しかし、当社監査等委員会が設置した取締役責任調査委員会については、当社指名・報酬委員会から、その調査結果として「2020年5月19日の監査等委員会においては、北野氏・片岡氏の賛成によって、取締役責任調査委員会の設置について決議がされた。これに対し、取締役会が当該委員会による調査の中立性・公正性を確認するべく、監査等委員会の具体的な決議内容、当該決議に至る経緯、各調査委員の選定プロセスの経緯・詳細（とりわけ、司元名誉会長を含む第三者委員会の報告事案に係る関係者又はそのリーガルアドバイザー等の関与の有無等）、その他各調査委員の独立性に影響を及ぼす事情の有無等について質問をしたものの、北野氏・片岡氏は合理的な理由を示すことなく回答を拒絶した。」、「その後、取締役責任調査委員会の委員長であるY弁護士は、司元名誉会長及び取締役責任調査委員会の調査対象となっていた司久専務（当時）のリーガルアドバイザー（A法律事務所・X弁護士）による紹介であったことが判明した。」、「2020年5月19日の取締役責任調査委員会の設置に関する監査等委員会において、取締役責任調査委員会に関する事項として、実際には何ら審議・決議されていなかったにもかかわらず、北野氏が作成した同日付の監査等委員会の議事録案においては、調査補助者の起用、委託費用、契約内容（北野氏に一任する旨）等について決議が行われた旨の記載があった。そして、北野氏は、契約内容について、監査等委員会の決議を経ないまま、取締役責任調査委員会の構成委員との間で契約を締結した。」との指摘がされています。当社取締役会としましては、かかる一連の不可解かつ不合理な監査等委員の対応を前提として、関係各所とも継続して協議を行いながら、取締役責任調査委員会に係る適切な情報開示の在り方について検討・対応してきたものであり、関係各所からは当社の対応について何らの問題・懸念も指摘されておりません。

以上の理由から、当社取締役会としましては、監査等委員会による上記意見は、当を得ないものであると判断しております。

このように、当社取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容および監査等委員会の意見等について慎重に検討した結果、指名・報酬委員会の答申結果に賛同することとし、本取締役候補者を本定時株主総会に上程する取締役（監査等委員を除く。）候補者とすることを決定いたしました。

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	候補者属性
1	再任 廣野裕彦	代表取締役社長 営業本部長 指名・報酬委員会委員	
2	再任 永井勇一	取締役 財務経理部管掌 生産本部長	
3	新任 則武勝	執行役員 総務・財務経理担当 総務部長	
4	新任 星健一	海外生産本部長	
5	再任 林史朗	—	非常勤 非業務執行
6	再任 倉橋博文	指名・報酬委員会委員	社外取締役 独立役員
7	再任 松山昌司	指名・報酬委員会委員長	社外取締役 独立役員

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <small>ひろのひろひこ</small> 廣野裕彦 (1970年3月23日生)	1992年3月 当社入社 2006年4月 当社ハウスウエア営業部名古屋営業所課長 2010年2月 当社ハウスウエア営業部東京支店長 2013年2月 当社ハウスウエア営業部長兼東京支店長 2015年6月 当社執行役員ハウスウエア営業部長 2016年6月 当社執行役員ハウスウエア営業本部長 兼販売推進部長 2017年10月 当社執行役員ハウスウエア営業本部長 兼開発部長 2018年11月 当社執行役員開発部長 2020年6月 当社代表取締役社長兼営業本部長(現任) 天馬アセアンホールディングス株式 会社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 天馬アセアンホールディングス株式会社代表取締役社長	1,500株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>廣野氏は、当社において長年にわたり営業部門に従事し、関連する資材調達から製造・販売に至るまでの事業全般に対し豊富な経験や専門的知識を有しております。2015年6月からは執行役員として主としてハウスウエア関連事業の業績拡大に貢献し、2020年6月以降は当社代表取締役として、当社の企業価値向上・全てのステークホルダーの皆様からの信頼回復に努めております。特に、第三者委員会報告書において認定等された事項に関して、従業員や取引先等に対して当社の状況や今後の方針等の説明を行うとともに、第三者委員会報告書の提言を踏まえた再発防止策の策定および実行に注力しました。また、第3次中期経営計画の策定においても、当社がこれまで踏み込めなかった「DXへの推進」、「サステイナビリティへの取り組み」等の事項を盛り込む等中心的な役割を果たしております。今後も中心的に当社の経営を牽引していくことにより、引き続き当社の企業価値向上に貢献することを期待し、取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再 任</div> なが い ゆう いち 永 井 勇 一 (1970年4月20日生)	1993年4月 当社入社 2013年4月 当社販売推進部長 2014年9月 当社販売推進部長兼開発部長 2016年6月 当社執行役員開発部長 2017年10月 当社執行役員販売推進部長 2020年6月 当社取締役生産本部長 2021年2月 当社取締役生産本部長兼財務経理部 管掌（現任） (重要な兼職の状況) なし	800株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>永井氏は、当社において長年にわたり開発部門および販売推進部門を中心に幅広い事業部門に従事することで得られた豊富な経験や専門的知識を有しており、2016年6月からは執行役員として主として開発部門および販売推進部門の業績拡大に貢献いたしました。2020年6月以降は、当社の業務執行取締役として、生産本部を管掌し、生産現場における自動化・省人化に向けたプロジェクトや物流業務・体制を改善するプロジェクトを推進し、原材料の仕入れに関してコスト削減と安定供給に向けた仕入れルートの見直し等を提案・実行する等、当社の生産性向上等に尽力しております。また、第3次中期経営計画の策定においても、より実現性を高めるべく計画を現場レベルに落とし込み、本社の関連部署と各工場における具体的な目標の設定を行うなど中心的な役割を果たしている等、今後も引き続き当社の企業価値向上に貢献することを期待し、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">新任</p> <p>のり たけ まさる 則 武 勝 (1964年7月4日生)</p>	<p>1988年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行</p> <p>2004年4月 同行大塚法人営業部 融資オフィサー・与信グループ長</p> <p>2010年4月 同行新潟法人営業部副部長</p> <p>2013年4月 同行職域取引事業部（現職域ソリューション部） 上席調査役</p> <p>ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社へ出向 同社取締役兼執行役員企画部長</p> <p>2016年4月 同行職域取引事業部付部長</p> <p>2017年4月 ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社非常勤監査役</p> <p>2019年4月 同行監査部上席考査役</p> <p>2019年12月 当社へ出向 当社総務部次長</p> <p>2020年12月 当社入社 当社総務部付部長</p> <p>2021年5月 当社執行役員総務・財務経理担当兼総務部長（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) なし</p>	— 株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>則武氏は、長年にわたる金融機関での実務経験を有しており、特に企業への融資・与信業務により得られた財務・管理や金融・証券に関する豊富な経験や専門的知識を有しております。2019年12月以降、当社の総務部門において当社の管理業務の中核を担い、特に第三者委員会による調査事案における当社事務局としての対応、東京証券取引所への報告対応、新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言発出時の全社対応といった、当社において重大かつ緊急を要する事案に関する対応を行う等、同氏が有する経験や専門的知識を活かし、当社の企業価値の向上に貢献しています。当社の現業務執行取締役に不足している財務・管理や金融・証券に関する豊富な経験や専門的知識に加え、上記の各種対応を行うことを通して得た当社の事業内容・特性や課題等に対する深い理解を活かして、業務執行取締役として今後も当社の企業価値向上に貢献することを期待し、取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
	<p style="text-align: center;">新任</p> <p style="text-align: center;">ほし けん いち 星 健 一 (1967年4月10日生)</p>	<p>1986年3月 当社入社</p> <p>2006年4月 当社新白河工場生産課長</p> <p>2014年6月 当社滋賀工場副工場長兼企画課長</p> <p>2014年11月 当社滋賀工場工場長兼品質保証課長</p> <p>2018年5月 当社滋賀工場工場長兼生産管理課長</p> <p>2021年5月 当社海外生産本部長（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>なし</p>	100株
4	<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>星氏は、当社において長年にわたり新白河工場および滋賀工場に勤務し、生産課、企画課、品質保証課および生産管理課を中心に、工場部門における生産、企画・営業に係る業務を担当することで培われた豊富な経験や当社の幅広い製品に関する専門的知識を有しています。2014年11月以降は、当社の滋賀工場工場長として、生産性の改善・風土改革に取り組むことにより二期連続で赤字であった滋賀工場の営業利益を黒字化するとともに、国内工場の自動化を推し進める等更なる生産性の改善に注力し、2021年1月には国内でも先進的な人協働ロボットを活用した自動組み立てシステムを導入する等、工場の生産性向上や収益向上に貢献しています。長年の勤務により構築された当社の事業内容・特性や課題等に関する深い理解と、生産現場における経験・専門的知識を活かして、当社の企業価値向上に貢献することを期待し、取締役候補者としております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
	<div data-bbox="207 273 285 301" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> はやし し ろう 林 史 朗 (1977年3月20日生)	2001年4月 JPモルガン証券入社 2005年4月 スパークス・グループ入社 2009年8月 ダルトン・インベストメンツグループ入社 2014年12月 ダルトン・アドバイザー株式会社代表取締役就任(現任) 2016年6月 株式会社プレスステージインターナショナル取締役就任 2020年6月 当社非業務執行取締役(現任) (重要な兼職の状況) ダルトン・アドバイザー株式会社代表取締役	一 株
5	<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>林氏は、金融の専門家および投資家としての豊富な経験や専門的知識を有するとともに、米国に本社を置く投資運用会社へのアドバイザー業務を行なうダルトン・アドバイザー株式会社の代表取締役として豊富なグローバル経験を有しております。2020年6月からは、当社の非業務執行取締役として、上記経験・専門的知識を活かし、取締役会においてガバナンス・IR・SR・資本政策・ESG・経営計画および予算立案・管理会計を含む様々な提案を行うなど、当社の経営および事業に関する積極的な提案を行い、また取締役会における議案について積極的に意見を述べています。特に第3次中期経営計画の策定において、当社の更なる企業価値向上のために、金融の専門家および投資家としての観点から様々な提言等を行っています。同氏は、2020年6月以降、約1年間にわたる当社非業務執行取締役としての職務の遂行を通じて、当社の事業内容・特性や課題等について理解を有するに至っており、上記経験および専門的知識を活かして引き続き金融の専門家および投資家としての観点から、当社の企業価値向上に貢献することを期待し、取締役候補者としております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	<div data-bbox="207 424 288 453" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> まつ やま しゅう じ 松山 昌司 (1973年5月4日生) <div data-bbox="207 540 288 569" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div data-bbox="294 540 376 569" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div>	1997年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2001年4月 公認会計士登録 2006年7月 松山公認会計士事務所開業（現任）、税理士登録 2007年8月 あすなる監査法人設立代表社員就任（現任） 2008年6月 ぷらっとホーム株式会社社外監査役就任（現任） 2009年6月 セブンシーズホールディングス（現FRACTALE株式会社）社外監査役就任 2009年10月 株式会社グッドコムアセット社外監査役就任 2016年1月 株式会社ジー・スリーホールディングス社外取締役就任（現任） 2018年1月 株式会社グッドコムアセット社外取締役就任（現任） 2018年6月 FRACTALE株式会社社外取締役就任（現任） 2020年6月 当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 松山公認会計士・税理士事務所代表者（公認会計士・税理士）、あすなる監査法人代表社員、ぷらっとホーム株式会社社外監査役、株式会社ジー・スリーホールディングス社外取締役、株式会社グッドコムアセット社外取締役、FRACTALE株式会社社外取締役	— 株
<p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)</p> <p>松山氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、内部統制を含む企業会計の専門家および公認会計士としての豊富な経験や専門的知識を有しております。2020年6月以降は、当社社外取締役として、公認会計士としての知見、複数の上場会社で社外取締役および監査役を兼任している経験等を活かし、取締役会において、積極的にガバナンス向上のための発言および提言を行っております。また、2020年11月に指名・報酬委員会を設置して以降、指名・報酬委員長として全ての委員会に出席し、取締役候補者との面談および詳細な検討を通じて、本定時株主総会に上程すべき取締役候補者の選定に尽力しました。同氏は、2020年6月以降、約1年間にわたる当社非業務執行取締役としての職務の遂行を通じて、当社の事業内容・特性や課題等について理解を有するに至っており、同氏が有する豊富な経験と高い専門的な見識を活かすことにより、引き続き、当社を含む当社グループ全体における統制環境の整備、コンプライアンスに対する意識・企業風土の醸成が図られ、また経営陣から独立した立場から、当社のガバナンス機能の回復・透明化に貢献することが期待できるため、取締役候補者としております。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 林史朗氏は、2019年8月15日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において2019年8月9日現在で3,535千株を所有している旨が記載されているダルトン・インベストメンツ・エルエルシー（なお、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認はできておりません。）へのアドバイザー業務を行なうダルトン・アドバイザー株式会社の代表取締役を兼務しております。同社と当社との間にはその他取引等の利害関係はなく、同氏と当社の間には特別の利害関係はないと判断しております。
3. 倉橋博文氏および松山昌司氏は社外取締役候補者であります。
4. 林史朗氏は非業務執行取締役等である取締役候補者であります。
5. 当社は、倉橋博文氏、松山昌司氏および林史朗氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、廣野裕彦氏、永井勇一氏、林史朗氏、倉橋博文氏および松山昌司氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約では、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、星健一氏および則武勝氏の選任が承認された場合は、両氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。
7. 当社は、倉橋博文氏および松山昌司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案は、監査等委員会の決定によるものであります。

以下、議案の要領、提案の理由については、監査等委員会から提出された会社法第344条の2第2項に基づく監査等委員である取締役の選任に関する請求書の該当箇所の記載をそのまま掲載し、続けて、第3号議案に対する当社取締役会の意見を記載しております。

1. 議案の要領

以下の3名を監査等委員である取締役に選任する。

- (1)片岡 義正（再任：社外取締役 監査等委員）
- (2)北野 治郎（再任：社外取締役 常勤監査等委員）
- (3)坂井 一郎（新任：取締役 常勤監査等委員）

2. 提案の理由

(1)片岡氏・北野氏

2019年度、当社の前取締役会は、海外子会社における海外公務員への贈賄事件（以下「本件贈賄事件」）に関して不適切な対応を行いました。両氏は本件贈賄事件および監査等委員でない前取締役らの不適切な対応を認知後、直ちに監査等委員としての独自の調査を実施し、取締役会へ調査結果の報告および進言を行うとともに第三者委員会の調査対応、監査等委員会の決議による取締役責任調査委員会の設置、責任調査委員会から調査報告書に基づいた前取締役らに対し、善管注意義務違反による損害賠償請求等の責任追及といった一連の対応を行っております。両氏は本件贈賄事件の発覚直後から、監査等委員会自身による調査、第三者委員会による調査、責任調査委員会による調査のいずれにも監査等委員として主体的に携わり、本件贈賄事件のほか発覚後の一連の事実関係などを知悉しているため、今後予定している監査等委員でない前取締役らに対する責任追及訴訟の遂行を担うのに適正であります。引き続き、業務執行取締役との一切の馴れ合いや妥協を排除した訴訟の全うと、再発防止策としての監査等委員による取締役の職務執行の監視・監督強化等を担っていただきたく考えております。以上の理由で、両氏を当社の監査等委員である取締役に選任することを提案いたします。

(2)坂井氏

2014年、当社の主要取引銀行である三井住友信託銀行から出向いただき、銀行時代に海外駐在・経営管理・内部監査等の重責で培った豊富な経験で当社に貢献いただいております。当社では、内部監査部・総務部 部長を歴任し、社内にも精通しており、上述の前取締役らの不適切な対応に際しても、コンプライアンス重視した執行役員総務部長として対応されました。よって、同氏を監査等委員である取締役に選任することを提案します。

3. 候補者の氏名、略歴等

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	候補者属性
1	再任 片岡義正	社外取締役 (監査等委員)	社外取締役
2	再任 北野治郎	社外取締役 (常勤監査等委員)	社外取締役 独立役員
3	新任 坂井一郎	営業本部 第三営業部 調査役(囑託)	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	再任 片岡義正 (1958年11月1日生) 社外	1990年10月 片岡義正税理士事務所税理士(現任) 1997年1月 当社社外監査役 2004年6月 日本出版貿易株式会社社外監査役(現任) 2015年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 片岡義正税理士事務所税理士、日本出版貿易株式会社社外監査役	2,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	<div data-bbox="207 337 288 375" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> 北野 治郎 <small>(1956年7月4日生)</small> <div data-bbox="207 456 288 494" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div data-bbox="295 456 377 494" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div>	1981年4月 日製産業株式会社入社 2003年4月 HitachiHigh-Technologies (Singapore) Pte.Ltd. Board Director 2007年4月 株式会社日立ハイテクノロジーズ監査室部長 2008年10月 同社ロジスティックスセンタ長 2013年4月 株式会社日立ハイテックマテリアルズ取締役 2016年4月 株式会社日立ハイテックソリューションズ常勤監査役 株式会社日立ハイテックファインシステムズ常勤監査役 2018年4月 ワイエイシーホールディングス株式会社内部監査室長 2019年6月 当社社外取締役(常勤監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) なし	100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">新任</p> さか い ち ろう 坂 井 一 郎 (1960年5月6日生)	1983年4月 上智大学法学部法律科卒業 1983年4月 三井住友信託銀行株式会社 入社 1988年9月 ニューヨーク支店 支店長代理(資産運用業務) 1994年10月 資本市場部 部長代理(資産運用・資金調達業務) 1997年1月 ロンドン支店 担当課長(資産運用業務) 1999年8月 中央トラストインターナショナル副社長(ロンドン証券子会社の経営管理) 2002年3月 三井住友信託銀行管理部 総務グループ主席調査役 2003年7月 三井住友信託銀行 枚方支店 次長(業務全般統括) 2005年5月 三井住友信託銀行 大森支店 次長(業務全般統括) 2007年10月 三井住友トラスト・アセットマネジメント業務管理部 次長(コンプライアンス・リスク管理統括、議決権行使管理) 2011年6月 三井住友信託銀行 内部監査部 主席業務監査役(内部監査業務) 2014年4月 当社内部監査部 部長(三井住友信託銀行からの出向) 2015年3月 三井住友信託銀行 退職 2015年4月 当社入社 総務部長 2017年6月 執行役員 総務部長 2019年11月 執行役員 社長付 2020年5月 執行役員 技術部付(野田工場駐在) 2020年8月 営業本部 第三営業部 調査役(嘱託) 現任 (重要な兼職の状況) なし	3,565株

- (注) 1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2.片岡義正氏および北野治郎氏は、社外取締役候補者であります。

- 3.片岡義正氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。片岡氏の在任期間は本定時株主総会終結の時をもって6年となります。なお、片岡氏は過去に当社の業務執行者でない役員（社外監査役）であったことがあり、この社外監査役の在任期間との通算期間は24年となります。
- 4.北野治郎氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役ではありますが、北野氏の在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
- 5.当社は、片岡義正氏および北野治郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令が規定する最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任契約を継続する予定であります。
- 6.当社は、片岡義正氏および北野治郎氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約では、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、坂井一郎氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。
- 7.当社は、片岡義正氏および北野治郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。北野氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。片岡氏の再任が承認された場合には独立役員として指定することは予定していません。
- 8.当社は、当社海外子会社において認識された不適切な金銭交付の疑い（以下「本件事案」といいます。）について2019年12月2日付で第三者委員会を設置し、2020年3月13日付で第三者委員会から受領した調査報告書においては、当社の海外子会社において税務調査等に関連して外国公務員に対する複数の金銭交付あるいはその疑いのある行為が行われていた旨の調査結果が報告されました。社外取締役の片岡義正氏および北野治郎氏は、本件事案に係る事実関係を2019年11月19日以前は認識していませんでしたが、本件事案の認識後は法令遵守や再発防止等に係る提言などを行ってまいりました。

【第3号議案に対する当社取締役会の意見（反対意見）】

本議案（第3号議案）は、監査等委員会が、会社法第344条の2第2項に基づき、当社取締役に対し、本定時株主総会の目的とすること、および、議案として提出することを請求したのになります。以下のとおり、当社取締役会は本議案（第3号議案）に反対しておりますが、上記請求権は、会社法上、監査等委員会に保障されておりますので、本議案（第3号議案）は、当社取締役会の反対意見にかかわらず、会社提案議案と位置付けられることとなります。

<指名・報酬委員会の答申>

本議案（第3号議案）の候補者である片岡義正氏（以下「片岡氏」といいます。）、「北野治郎氏（以下「北野氏」といいます。）および坂井一郎氏（以下「坂井氏」といいます。）については、指名・報酬委員会から取締役会に対し、監査等委員である取締役の候補者として不適切であると判断した旨の答申がされています。指名・報酬委員会による答申内容の詳細は、当社ウェブサイトに掲載した2021年4月19日付「指名・報酬委員会からの『監査等委員である取締役候補者に係る答申書』受領に関するお知らせ」（<https://www.tenmacorp.co.jp/dl/?no=1685>）のとおりですが、指名・報酬委員会が上記のとおり片岡氏、北野氏および坂井氏を監査等委員である取締役候補者として不適切であると判断した理由の概要は、以下のとおりです。

①片岡氏及び北野氏

◆ 指名・報酬委員会が独自に調査した結果、当社監査等委員会においては、北野氏・片岡氏によって法令に違反する運営がなされていることが判明した。また、北野氏・片岡氏が、監査等委員として積極的に調査を実施したり、忌憚のない意見を述べたりすること自体は一定の評価に値する面があるものの、前提事実の確認が不十分なまま思い込みによって執拗な批判を繰り返したり、中立性・公正性を欠く調査・対応を行ったり、職務上の対応を不合理に拒絶して当社の業務に影響を与えたり、他の取締役等からの要請・質問を不合理に拒絶・黙殺するなど、監査等委員としての資質に疑問を抱かせるとともに、責任感の欠如を窺わせる職務遂行が目立った。

- ◆ また、北野氏・片岡氏には、取締役会決議の違反・軽視あるいは当委員会による調査への非協力とも評価し得る行動も見受けられ、その結果、他の取締役との信頼関係を毀損するにとどまらず、北野氏については社内を混乱に陥らせるような不適切な対応も目立った。さらに、北野氏・片岡氏については、司元名誉会長及び司久元専務並びにそれらのリーガルアドバイザーとの間の不可解な関係性を疑わせる事情が判明しているにもかかわらず、その経緯の説明を不合理に拒絶したり、事実と異なる説明をするなど、第三者委員会の報告書において厳しく指摘された創業家問題との関係において、監査等委員としての中立性・公正性にも疑義が残ると言わざるを得ない。
- ◆ なお、片岡氏については、税理士という専門家としての資格を有するものの、当社における通算の在任期間が既に24年以上に及んでおり、独立社外取締役としての適正な在任期間の観点からも慎重な検討を要する。
- ◆ これらの点を総合的に勘案した結果、指名・報酬委員会は、北野氏・片岡氏が、指名・報酬委員会が定めた選任基準に抵触し、両氏が再任された場合には当社に著しい弊害をもたらすものと思料されるため、北野氏・片岡氏は監査等委員である取締役の再任候補者として不適切であると判断した。
- ◆ なお、監査等委員会による北野氏・片岡氏の提案理由においては、両氏が本件贈賄事件に関する調査に主体的に関与し事情を知悉していることから、両氏による前取締役らに対する損害賠償請求訴訟の継続対応の必要性が挙げられている。しかし、両氏による本件贈賄事件に関する調査・対応については、中立性・公正性を欠き、全取締役に対する報告会において必要とされた追加調査も行われていないことから、必ずしも両氏が本件贈賄事件について公正かつ合理的な知見を有しているとはいえない。また、指名・報酬委員会が推薦する候補者には当社の現職の内部監査部長及び法律専門家である弁護士が含まれていること等に照らすと、北野氏・片岡氏が不再任となった場合にも当該訴訟対応の継続には支障がないものと思料されるため、当委員会による判断を覆す理由にはならない。

②坂井氏

- ◆ 指名・報酬委員会が独自に調査した結果、坂井氏は、当社における指揮命令系統を意図的に無視した業務命令違反を犯した上で、司元名誉会長によって画策された会合に参加して、第三者委員会から厳しく指摘されたガバナンス機能の不全に陥った原因の1つである、司元名誉会長による不当な経営介入を助長するような党派的な活動に及ぶだけでなく、主導的な役割を果たしていたものと評価せざるを得ない。さらに、坂井氏は、司元名誉会長による2020年の株主提案が再度の経営介入であるとして、当社取締役会から反対されていた状況において、自らが取締役として選任されるために、株主に対し、あたかも株主提案の候補者らが自発的に株主提案権の行使を司元名誉会長に直訴したかのような虚偽の意見を表明することで株主の信頼を裏切ったものと言わざるを得ない。
- ◆ したがって、坂井氏については、監査等委員としての資質に疑問があり、監査等委員として中立・公正な立場で職務を忠実に全うすることや他の取締役との健全な信頼関係を構築することは期待できないのみならず、坂井氏が監査等委員として選任された場合には、社内の混乱も予想される。
- ◆ これらの点を総合的に勘案した結果、指名・報酬委員会は、坂井氏が、指名・報酬委員会が定めた選任基準に抵触し、同氏が監査等委員として選任された場合には当社に著しい弊害をもたらすものと思料されるため、坂井氏は監査等委員である取締役の新任候補者として不適切であると判断した。

<片岡氏・北野氏の反論>

上記の指名・報酬委員会の答申に対して、当社監査等委員である片岡氏および北野氏からは、以下の反論が示されております。以下、両氏から示された反論の内容をそのまま掲載しております。

当該答申書は

1. 株主・投資家、ステークホルダー等の利益保全に関して、一部上場会社の取締役が行うべき責務の検討が欠如している。
2. 事実確認の不十分なまま意見を述べている部分がある。
3. 監査等委員でない前取締役(特に損害賠償請求・訴訟提起対象となっている主たる善管注意義務違反者である藤野氏・金田宏氏・須藤氏)からの情報提供内容を“正”とした意見となっている。(損害賠償請求訴訟の対象となった藤野氏らの保身的発言を含む情報を精査していない意見である。) 指名報酬委員会の松山氏・廣野氏は、当時、取締役等ではなく、背景・事実・現場討議内容等詳細については一切把握・認知していないし、証憑等での確認を行ったとは言い難い内容である。

4. プロセスだけでなく、結果についての検証が不十分である。
5. 各事象の全体像の把握・確認が不十分のまま意見を述べている。
6. 上場会社の経営者として倫理観、誠実性等が欠如した中立性・公平性のない意見となっている。
7. 内部統制システムの整備・運営は、経営者(代表取締役)の責任であるにもかかわらず、不備があった場合の是正措置等の責務を怠った答申となっている。総じて、当該答申書は、72期招集通知と同等レベルの批判内容であり、会社として善管注意義務違反で訴訟提起している被告である前取締役ら(特に藤野氏・金田宏氏・須藤氏)の擁護を目的とした答申書と言わざるを得ない内容となっている。代表取締役である廣野氏・社外取締役である松山氏が、指名・報酬委員会の機能を利用して、天馬株式会社として訴訟提起した前取締役らに対する損害賠償請求訴訟の被告側の擁護と認識される行為と判断される場合には、株主・投資家・ステークホルダーに対する背任行為となる。

<取締役会の意見>

取締役会は、指名・報酬委員会による答申内容および片岡氏・北野氏による反論内容等を慎重に検討した結果、片岡氏・北野氏による反論はいずれも当を得ないものであるため、指名・報酬委員会の答申結果に賛同することとし、本議案(第3号議案)には「反対」しております。

<株主提案> (第4号議案および第5号議案)

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

第4号議案は、株主様である株式会社ツカサ・エンタープライズ(議決権19,783個)からのご提案によるものであります。

以下、当該株主様を請求人とする株主提案書の議案の要領、提案の理由および候補者の氏名・略歴等の内容を【当社による注記】部分を除き、原文のまま掲載し、続けて、株主提案(第4号議案)に対する当社取締役会の意見を記載しております。

(1) 議案の要領

味村隆司氏、近藤典子氏及び藤山邦子氏を当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任する。

(2) 提案の理由

①社外取締役選任を提案する理由

当社の2020年12月28日付け「当社前取締役に対する損害賠償請求訴訟の提起について」と題するプレスリリースのとおり、当社の監査等委員会は、当社海外子会社において認識された不適切な金銭交付の疑いに関して、6名の当時の監査等委員でない当社の取締役(以下「当社前取締役」といいます。)に対し、2020年12月25日付けで善管注意義務違反を理由とした損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起しております。当社前取締役の金田宏氏及び須藤隆志氏は、2020年6月26日に開催された定時株主総会(以下「2020年総会」といいます。)における取締役選任議案で否決されたにもかかわらず、その後も現在まで、当社の執行役員を務めており、さらに、金田宏氏は2020年総会前の役職と同じ総務部長という要職に、須藤隆志氏も2020年総会前の役職と同じ財務経理部長という要職に就いておりました。また、当社前取締役で前社長の藤野兼人氏は、2020年12月31日まで、当社のアドバイザーに就いておりました。このように、当社の現経営陣が、2020年総会における当社の株主の意思を完全に無視し、経営責任が問われている金田宏氏、須藤隆志氏及び藤野兼人氏を当社の経営に関わる要職に就けていたことについて、現経営陣の下では、当社のガバナンスが全く機能していないといわざるを得ません。

また、金田宏氏は、同氏が代表取締役を務めるFHLホールディングス株式会社（以下「FHL」といいます。）を含む金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）上の形式的特別関係者（金田宏氏とその形式的特別関係者を総称して、以下「金田氏ら」といいます。）と併せて当社の株式を17.55%（株券等所有割合。以下同じ。）所有していたところ、FHLが2021年3月22日に提出した大量保有報告書によれば、同月17日、FHL及び金田宏氏は、当社の株式12.36%を所有するカナダ興産を買収等することによって、当社株式（12.36%）を間接的に追加取得（以下「本取得」といいます。）したものと窺われます。しかしながら、金田宏氏を含む当社前取締役は、2020年総会において、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー（以下「ダルトン」といいます。）の所属するグループのメンバーである林史朗氏を会社提案で社内取締役候補とし、同氏は、当社の取締役に選任されてから現時点に至るまで、当社現経営陣及び金田宏氏らと一貫して協調行動をとっていること等から、金田氏らとダルトン（2021年3月17日時点で当社株式の14.95%を所有）は金商法上、実質的特別関係者に該当することが強く疑われます。したがって、本取得は株券等所有割合が3分の1を超える当社株式の取得に該当するため、金田氏らは、金商法上、公開買付けを行う必要があったにも拘わらず、これを行うことなく本取得をしており、金田氏らは、公開買付け規制に違反していることが強く疑われます。請求人は、当該事案について証券取引等監視委員会に情報提供をしております。

以上から、現経営陣の下で、当社のガバナンスは全く機能していないといわざるを得ず、当社のガバナンスを正常化させるために、社外取締役の選任を提案する次第であります。

②各候補者の選任を提案する理由

味村隆司氏は、長年にわたり、企業において法務部門に所属し、上場企業で最高法務責任者や社内取締役（指名・報酬委員会委員長、コンプライアンス委員会委員長も兼務）、複数の公益法人で報酬委員会の委員を務め、また、大学の客員教授としてリーガルマネジメントの講座を持つなど、企業を中心に法人における内部統制構築をはじめとした法務・コンプライアンス分野において十分な知識、経験及び能力を携えており、客観的、中立的な立場から、法務・コンプライアンス分野に関する専門的知識を当社の経営やガバナンス不全に陥っている当社のガバナンスの正常化に活かしていただくことが期待できることから、社外取締役候補とするものであります。

近藤典子氏は、長年にわたり、「住む人」の視点に立ち、収納により住まいの悩みを解決する住まい方アドバイザーとして、テレビやラジオ、雑誌等のメディア活動や、講演会、企業との商品開発のコラボレーション、分譲住宅・分譲マンションやショールームの収納空間プロデュース、オリジナル収納ユニット、展示場プロデュースも多数行う等、主に収納分野において高い実績を有しており、当社の主力事業である「Fits」シリーズをはじめとした、インテリア収納用品その他の家庭用品の製造・販売に関して、高度な専門的知識と経験に基づいて助言を行うことが期待できます。また、客観的、中立的な立場から、ガバナンス不全に陥っている当社を監督しガバナンスを正常化させ、さらに、当社の持続的な企業価値の向上のため、多面的な視点や女性の視点を当社の経営に活かしていただくことが期待できることから、社外取締役候補とするものであります。さらに、ダイバーシティの観点からも不可欠な女性候補でもあります。

藤山邦子氏は、経営者としての豊富な経験と見識に加え、長年にわたり、企業経営者に対してコンサルティングを行う等、コンサルティング分野において幅広い知識と実績を有しており、豊富な経験と高度な専門知識に基づいた、経営全般に関する助言を行うことが期待できます。また、客観的、中立的な立場から、ガバナンス不全に陥っている当社を監督しガバナンスを正常化させ、さらに、当社の持続的な企業価値の向上のため、多面的な視点や女性の視点を当社の経営に活かしていただくことが期待できることから、社外取締役候補とするものであります。さらに、ダイバーシティの観点からも不可欠な女性候補でもあります。

(3) 候補者の氏名、略歴等

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者3名の氏名、略歴等は、以下のとおりです。

候補者番号 1 味村隆司（社外取締役候補者）【新任】

〔氏名〕 味村隆司（あじむらたかし）

〔生年月日〕 1958年11月10日生

〔略歴及び重要な兼職の状況〕

1983年 4 月 日本ガイシ株式会社入社

1988年 1 月 日本ガイシ米国法人 NGK Metals Corporation 出向

1992年11月 日本AT&T株式会社ネットワークシステムズ 契約部長

1996年 7 月 株式会社ディレク・ティービー 法務管掌ヴァイス・プレジデント

2002年 7 月 カルチャー・コンビニエンス・クラブ株式会社 最高法務責任者

2006年 6 月 株式会社すみや 監査役

2011年 1 月 株式会社日本国際映画著作権協会 代表取締役

2012年 3 月 公益社団法人日本プロサッカーリーグ（Jリーグ） 監事

2016年 7 月 B.MARKETING 株式会社 社外監査役（現在）

2018年12月 ユニファ株式会社 社外監査役（現在）

2019年 4 月 デジタルハリウッド大学大学院 客員教授（リーガル・マネジメント）（現在）

2019年 6 月 株式会社力の源ホールディングス 取締役

〔就任の承諾〕 あり

〔所有する当社株式の数〕 なし

候補者番号 2 近藤典子（社外取締役候補者）【新任】

〔氏名〕 近藤典子（こんどうのりこ）

〔生年月日〕 1957年9月22日生

〔略歴及び重要な兼職の状況〕

1981年 3 月 柔道整復師登録（現在）

1981年 4 月 高田整形外科入職 柔道整復師（現在）

1983年 1 月 株式会社オールマイティ 取締役（現在）

2003年 3 月 株式会社近藤典子 Home&Life 研究所 取締役（現在）

2014年12月 一般社団法人日本住まい方アドバイザー協会 代表理事（現在）

2016年 9 月 南京工業大学浦江学院 客員教授

〔就任の承諾〕 あり

〔所有する当社株式の数〕 なし

候補者番号3 藤山邦子（社外取締役候補者）〔新任〕

〔氏名〕 藤山邦子（ふじやまくにこ）（現姓：北山）

〔生年月日〕 1966年12月7日生

〔略歴及び重要な兼職の状況〕

1998年	株式会社きたやま 取締役副社長（現在）
2000年	宮崎県第4次長期計画審議会 専門委員
2001年	国立大学法人鹿屋体育大学広報 戦略アドバイザー
2005年	株式会社宮崎太陽銀行 企業CS戦略コントローラー
2016年	株式会社en art&design 代表取締役社長
2017年	同社 代表取締役会長（現在）
2018年	九州きりしまえびの地方創生特命大使（現在）
2019年	駐日サンマリノ共和国大使館 特別顧問（現在）

〔就任の承諾〕 あり

〔所有する当社株式の数〕 なし

- （注）
1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 2. 各候補者は、いずれも監査等委員でない社外取締役候補者であります。
 3. 各候補者は、いずれも当社が上場している東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、選任が承認された場合には、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。**【当社による注記：当社においては各候補者が独立役員の要件を満たすことを確認できておらず、むしろ、一部の候補者には独立性に影響を与え得る事情が認められました。また、当社として、各候補者が選任された場合に独立役員として東京証券取引所に届け出ることを決定した事実はございません。】**
 4. 候補者藤山邦子氏の戸籍上の氏名は、北山邦子です。

【株主提案（第4号議案）に対する当社取締役会の意見（反対意見）】

当社指名・報酬委員会は、取締役会に対し、株主提案（第4号議案）の候補者である味村隆司氏、近藤典子氏および藤山邦子氏について、いずれも取締役（監査等委員を除く。）候補者として適切とは判断し得ない旨を答申いたしました。指名・報酬委員会による答申内容の詳細は当社ウェブサイトに掲載した2021年5月21日付「指名・報酬委員会からの『取締役候補者（監査等委員である取締役候補者を除く。）に係る答申書』受領に関するお知らせ」（<https://www.tenmacorp.co.jp/dl/?no=1697>）のとおりですが、指名・報酬委員会が上記答申をするに至った理由の概要は、以下のとおりです。

- ◆ 指名・報酬委員会は、株主提案がなされたことを受け、株主提案候補者についても、その適性に関する調査を実施するため、提案株主を通じて、各株主提案候補者との面談を申し入れたが、各株主提案候補者から面談を拒否されたため、結果として、株主提案候補者との面談は検討困難と判断し、その実施は見送らざるを得ないこととなった。
- ◆ そのため、指名・報酬委員会は、各株主提案候補者について、株主提案における経歴等の外形的記載を超えて、人格・見識・専門分野等の詳細な情報や、各株主提案候補者の当社事業に対する理解、各株主提案候補者が考えている当社の課題・改善点、当社取締役として選任された場合の決意等について、一切確認できなかった。また、株主提案候補者が指名・報酬委員会による面談を拒否した理由・経緯に照らせば、指名・報酬委員会としては、株主提案候補者による当社の他の取締役との信頼関係構築の可能性については、懸念なしとしないと判断した。
- ◆ 株主提案は創業家である司久元専務取締役が代表取締役を務める株主により行われたものであるところ、上記のとおり指名・報酬委員会による面談が拒否されたため、指名・報酬委員会は、各株主提案候補者と提案株主及びその関係者との間の関係性（株主提案候補者に至る経緯等を含む。）その他特別な利害関係の有無等について一切確認することができず、当社の社外取締役として具備すべき独立性（中立性・公正性）に関する懸念を払拭するに至らなかった。むしろ、株主提案候補者の中には、その他にも独立性（中立性・公正性）を懸念すべき事情が認められた。

- ◆ 株主提案候補者が示した指名・報酬委員会による面談の拒否理由は、指名・報酬委員会としておおよそ承服し得る内容ではなく、むしろ当該経緯・理由に基づく面談拒否それ自体が、取締役候補者としての資質そのものを疑わせる事情であると判断せざるを得なかった。
- ◆ 株主提案によれば、提案株主は、社外取締役の選任を提案する理由として、当社のガバナンスの機能不全を、その根拠と共に主張するが、指名・報酬委員会は、提案株主が主張する根拠はいずれも当を得ておらず、本取締役候補者に加えて、社外取締役候補者として株主提案候補者を選任する積極的な理由とはならないものと判断した。
- ◆ 上記のとおり、指名・報酬委員会は、面談が拒否されたため、各株主提案候補者の人格・見識・専門分野等を一切確認できなかったが、仮に、各株主提案候補者に係る提案理由において記載された資質等の内容が真実かつ正確であったとしても、指名・報酬委員会としては、本取締役候補者が有する、資質、豊富な経験や専門的知識、信頼関係を背景に当社の企業価値向上に貢献してきた実績等を考慮すれば、敢えて株主提案候補者を取締役候補者として選任する必要性までは認められないと判断した。
- ◆ 以上を踏まえ、指名・報酬委員会は、いずれの株主提案候補者についても、指名・報酬委員会が定めた選任基準の充足性を確認できていないばかりか、むしろ当該選任基準に抵触する疑義を払拭できなかったため、取締役候補者として適切とは判断し得ないと判断した。

当社取締役会は、指名・報酬委員会の上記答申内容等を慎重に検討した結果、指名・報酬委員会の答申結果に賛同することとし、株主提案（第4号議案）には「反対」しております。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案は、株主様であるDALTON KIZUNA (MASTER) FUND LP (以下「ダルトン」といいます。)(議決権1,431個)およびOASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD. (以下「オアシス」といいます。)(議決権300個)から、それぞれ独立にご提案されたものであります。

ダルトンおよびオアシスからそれぞれ独立に提案された議案は同一の趣旨の提案であったことから、以下では、両社から提出された議案についてはまとめて掲載し、その提案理由については原文のまま各別に掲載しております。続けて、株主提案(第5号議案)に対する当社取締役会の意見を記載しております。

1. 議案の要領

原和彦(はらかずひこ)氏、後藤博孝(ごとうひろたか)氏及び西田弥代(にしだみよ)氏を監査等委員である取締役として選任する。

2. 株主提案の理由

(1) ダルトンの提案理由

2021年4月19日に発表された天馬株式会社の指名・報酬委員会の答申書は、監査等委員会が提案する北野治郎氏、片岡義正氏及び坂井一郎氏につき、監査等委員である取締役候補者として、いずれも不適切であると答申しています。

他方で、原和彦氏、後藤博孝氏及び西田弥代氏につき、その知見・経験、中立性等に基づき天馬株式会社グループの企業価値向上に貢献できることから、監査等委員である取締役候補者として選定することを推薦すると答申しています。

こうした答申は、株主にとって重要な内容を含んでおり、指名・報酬委員会の推薦する候補者の選任を希望する株主にはそのための議決権行使の機会が与えられるべきと考えます。

(2) オアシスの提案理由

①原和彦氏

[提案の理由]

当社が2021年4月19日付で公表した、当社の指名・報酬委員会による「監査等委員である取締役候補者に係る答申書」において、当社の諮問機関である指名・報酬委員会は、当社監査等委員会が監査等委員である取締役として提案した3名の候補者をいずれも不適切であるとするとともに、原氏を含む3名を候補者として推薦しています。当社は近年会計上の不正問題を抱えていたことが判明したのみならず、現在、創業家と経営陣との内紛により混乱の只中にあります。このような状況を是正するためには、当社から独立した中立の存在が不可欠ですが、一方で、当社の経営に精通し、その課題に対する効果的な解決策を提示し得る知識経験も必要とされるところです。同答申書によれば、原氏は当社での長年の勤務経験を有しながらも公正性を維持しています。このような理由から、オアシスは、原和彦氏を、当社の円滑なコーポレートガバナンス改善を実現できる取締役として提案します。

[取締役候補者とした理由]

原氏は、1995年から現在まで当社で勤務し、長年の業務を通じた知識経験を有しているとともに、当社の企業理念を理解し、当社の実情を理解しているといえます。2016年以降は、内部監査部長として、法令遵守体制等に関する不備の指摘や改善要請を行っており、第三者委員会の調査報告書に基づく再発防止策の実施を確保する上でも、多大な貢献を果たすことが期待されます。原氏は2015年当時、司名誉会長（当時）から不適切な特別対応の要請を受けた際にもこれを拒絶し、2020年の定時株主総会前に北野氏から「何派か」と尋ねられた際にも、「自分は何派でもありません。中立・公正な立場で仕事をのみです。」と断言するなど、党派的行動や創業家・経営陣との馴れ合いに墮することなく、中立かつ公正な立場で取締役の職務執行を監督することが期待できます。以上の理由から、オアシスは、原氏を監査等委員である取締役候補者として選任することを提案します。

②後藤博孝氏

[提案の理由]

上述の答申書は、後藤氏を取締役候補者の一人として推薦しています。後藤氏は過去には当社において勤務し、その後は他社で役員を務めた上、自ら会社を設立したという独特の経歴の持ち主であり、経営者としての豊富な経験と俯瞰的な視野を有していると考えられます。後藤氏には、当社での勤務経験を通じた、当社の経営課題に根差す企業風土に対する基礎的認識があると同時に、当社を一度離れた立場として、外部からの視野をも提供できる貴重な人材です。同答申書によれば、後藤氏は13年以上当社を離れて活動しており、当社との取引関係にもないなど、その独立性は確保されているといえます。このような理由から、オアシスは、後藤博孝氏を、当社のコーポレートガバナンス強化に貢献できる取締役として提案します。

[取締役候補者とした理由]

後藤氏は、1991年から2007年までの当社における勤務経験を通じ、当社の事業全般に関する豊富な知識経験を有しているとともに、当社退社後は重要役職の立場から複数の会社経営に関与し、自らも会社を設立するなど、会社経営者としてのグローバルな取引経験と多角的な視点を持っています。後藤氏は当社の経営理念に共感するとともに、コンプライアンスにおける当社の経営課題を認識し、当社の他の取締役との間で健全な信頼関係を構築できます。また、後藤氏の退社からは13年が経過し、株式会社タッチアップと当社には過去から現在にわたり取引関係もないことから、後藤氏には当社の現経営陣との馴れ合いのおそれもなく、独立、中立かつ公正な立場で、積極的に忌憚のない意見を述べ、取締役の職務執行を監視できると期待されます。以上の理由から、オアシスは、後藤氏を監査等委員である取締役候補者として選任することを提案します。

③西田弥代氏

[提案の理由]

西田氏は、上述の答申書が推薦する取締役候補者の一人です。西田氏は弁護士として企業法務及び労働法務の分野に精通しており、会計上の不正をはじめとしてコンプライアンスに課題を抱える当社にとって、まさに必要とされる人材です。また、ジェンダーの点で多様性に欠如する当社の現取締役会に、専門知識のある女性を加えることは、監視機能の強化の面からも極めて重要です。当該答申書においても、スキル・マトリックスへの言及があり、西田氏が新たなスキルや視点に基づく提言を行うことが期待されています。西田氏はこれまで当社と特段の関係を有していないばかりか、弁護士という専門職にあり、独立性の担保には疑念の余地がありません。このような理由から、オアシスは、西田弥代氏を、監査等委員として当社のコーポレートガバナンス強化と企業価値向上に貢献できる取締役として提案します。

[取締役候補者とした理由]

西田氏は、特に企業法務、労働法務に精通した弁護士であり、企業不祥事に関する調査委員会の委員の経歴も有しています。また、西田氏及びその所属法律事務所には、過去から現在まで当社グループとの利害関係等がないことから、当社経営陣との馴れ合いを排除し、弁護士という独立の専門家の立場から中立かつ公正な立場で取締役の職務執行を監視できます。当社監査等委員会において、法令違反の運営、労働基準法に抵触の虞ある決議があったと指摘されていることからしても、法律的な専門知識に基づく、当社監査等委員会のコンプライアンス強化のための助言が有用となると考えられます。現在の当社の役員に女性が含まれていないことから、西田氏が当社における多様性確保を推進し、新たな視点で経営課題に取り組む先導役となることも期待されます。以上の理由から、オアシスは、西田氏を監査等委員である取締役候補者として選任することを提案します。

3. 候補者の氏名、略歴等

候補者はいずれも2021年4月19日に発表された天馬株式会社の指名・報酬委員会の答申書において同委員会が監査等委員である取締役候補者として選定することを推薦した人物です。略歴等は以下の通りです。

候補者番号	氏名・生年月日	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	原 和彦 (はらかずひこ) 昭和45年4月16日	1995年4月 当社入社 2004年4月 当社 総務部 総務課 係長 2006年4月 当社 総務部 総務課 課長心得 2006年5月 当社 総務部 人事課 課長心得 2009年4月 当社 総務部 人事課 課長 2012年4月 当社 総務部 次長 2015年4月 当社 内部監査部 部長心得 2016年4月 当社 内部監査部 部長 (現任) (重要な兼職の状況) なし	1,700株
2	後藤 博孝 (ごとうひろたか) 昭和43年4月9日	1991年4月 当社入社 1998年4月 当社ハウスウェア事業部 主任 2000年4月 当社ハウスウェア事業部 係長 2003年4月 当社東京支店二課 課長 2004年4月 当社東京支店 次長 2006年4月 当社東京支店 支店長 2008年1月 株式会社ドリームウェア入社 営業課長 2009年1月 株式会社ドリームウェア 営業部長 2011年1月 株式会社ドリームウェア 取締役営業部長 2013年10月 株式会社アトラス入社 営業部長 2014年10月 株式会社アトラス 専務執行役員 2017年1月 株式会社タッチアップ設立 代表取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社タッチアップ	0株

候補者番号	氏名・生年月日	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	西田 弥代 (にしだ みよ) 昭和55年1月15日	2008年12月 第一中央法律事務所入所 2009年 9月 東京地方検察庁五菱会被害回復 センター 被害回復事務管理人 2010年 4月 日本弁護士連合会代議員 2010年10月 隼あすか法律事務所入所 2013年 6月 株式会社エクストリーム社外監査役 (現任) 2015年 6月 株式会社ギガプライズ社外監査役 (現任) 2020年 6月 株式会社大戸屋ホールディングス 社外取締役 2021年 2月 株式会社ホームネットホールディ ングス社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 隼あすか法律事務所弁護士	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者からは当社の監査等委員である取締役就任の内諾を得られています。
3. 後藤博孝氏および西田弥代氏は、社外取締役候補者であります。
4. 西田弥代氏の戸籍上の氏名は川口弥代氏であります。
5. 後藤博孝氏および西田弥代氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏からは、両氏の選任が承認された場合に当社が両氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ることの内諾が得られています。

【株主提案（第5号議案）に対する当社取締役会の意見（賛成意見）】

<指名・報酬委員会の答申>

株主提案（第5号議案）は、当社ウェブサイトに掲載した2021年4月19日付「指名・報酬委員会からの『監査等委員である取締役候補者に係る答申書』受領に関するお知らせ」（<https://www.tenmacorp.co.jp/dl/?no=1685>）のとおり、当社指名・報酬委員会が、本定時株主総会に上程する監査等委員である取締役候補者として選定することを推薦する旨答申した、原和彦氏（以下「原氏」といいます。）、後藤博孝氏（以下「後藤氏」といいます。）および西田弥代氏（以下「西田氏」といいます。）の3名を、監査等委員である取締役候補者とするものであります（なお、指名・報酬委員会は、監査等委員会の請求した第3号議案の監査等委員である取締役候補者3名についてはいずれも不適切であると答申しております。）。

指名・報酬委員会による答申内容の詳細は、上記「指名・報酬委員会からの『監査等委員である取締役候補者に係る答申書』受領に関するお知らせ」（<https://www.tenmacorp.co.jp/dl/?no=1685>）のとおりですが、指名・報酬委員会が上記各候補者を推薦するに至った理由および期待される役割の概要は、以下のとおりです。

①原和彦氏

原氏は、1995年から現在に至るまで当社で勤務しており、管理部門や監査部門における長年の業務を通じた豊富な経験と知識を有しているのみならず、当社の企業理念を深く理解し、今後の当社経営においても重要となる拠点ごとの組織体制や経営課題などの実情にも精通している。特に、2016年以降は、内部監査部長として、国内外の全工場を定期的に訪問し、海外拠点における不自然な取引実績、内部通報制度の運用、各拠点の法令遵守体制における脆弱性、人事労務・財務経理に関する運用などの不備の指摘及び改善要請を行い、また、拠点ごとの特性を踏まえたリスク管理の重要性を各拠点担当者に対して継続的に周知徹底することなどを通じて、当社の企業価値向上に貢献してきた実績を有する。このような経験を通じて培った知識と経験を活かして、原氏には、当社における常勤監査等委員として、当社グループ全体のコーポレート・ガバナンスの強化及び企業価値向上のために実効的な監査を行うとともに、第三者委員会の調査報告書を踏まえた再発防止策の実効性確保の観点からも、多大な貢献を果たすことが期待される。また、原氏は、CIA（公認内部監査人）の資格も保有しており、財務会計、管理会計、IT、ファイナンス、経営学などの経営全般にわたる幅広い知見も有している。加えて、原氏は、創業家や当社経営陣との馴れ合いを一切排除した上で、中立かつ公正な立場で取締役の職務執行を監督することが期待できる。

②後藤博孝氏

後藤氏は、1991年4月から2007年11月までの当社における勤務経験を通じて、当社製品の製造、販売に至るまでの当社グループの事業全般について豊富な経験や知識を有している。当社を退社した以降、後藤氏は、インテリア商材の輸入販売業などを営む株式会社ドリームウェアにおける取締役営業部長、輸入商材の販売業を営む株式会社アトラスにおける専務執行役員として会社経営に関与した経験を有しており、一般財団法人製品安全協会での活動などを通じた社会貢献活動にも注力した経験を有している。その後、輸入販売事業や日本企業と海外企業をつなぐビジネスマッチング事業を営む株式会社タッチアップを自ら設立した上で代表取締役を務めるなど、会社経営者としてグローバルな取引経験を含む豊富な経験と知見を有し、経営の諸問題にも精通している。後藤氏には、これらの経験を通じて培った会社経営者としての多角的な視点を活かしつつ、当社グループの事業特性を踏まえた、当社グループ全体のコーポレート・ガバナンスの強化及び企業価値向上のために実効的な監査と的確な助言を通じた貢献が期待される。また、後藤氏は、当社における過去の勤務経験や販売業等を営む会社を自ら経営する経験を通じて、当社の経営理念についても深く共感しており、また、企業風土の改善やガバナンス機能の強化といった当社の経営課題についても共通認識を有していることから、他の取締役との間で健全な信頼関係を構築することが期待できる。一方で、後藤氏は、当社の退社後既に13年以上経過しており、また、後藤氏が代表取締役を務める株式会社タッチアップと当社グループとの間には過去及び現在において取引関係もないことから、当社の現経営陣との馴れ合いを一切排除した上で、独立した社外取締役として積極的に忌憚のない意見を述べ、中立かつ公正な立場で取締役の職務執行を監視し、経営の健全性及び透明性の維持・向上に貢献することも期待される。

③西田弥代氏

西田氏は、弁護士としての高度な知識と豊富な経験を有しており、特に企業法務や労働法務等に関する専門的知見に加えて、企業不祥事に関する調査委員会の委員を務めた経験なども有する。また、西田氏及び同氏の所属法律事務所は、過去及び現在において、当社グループとの取引関係や利害関係がないことから、独立した社外取締役として、当社経営陣との馴れ合いを一切排除した上で、弁護士として中立かつ公正な立場で取締役の職務執行を監視し、経営の健全性及び透明性の維持・向上に貢献することができる。

西田氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与したことはないものの、株式会社エクストリーム、株式会社ギガプライズ及び株式会社ホームネットホールディングスの社外監査役、株式会社大戸屋ホールディングスの社外取締役として、上場企業の取締役会や監査役会における積極的な活動によって内部統制上の問題解決や企業体質の改善に寄与するなど、社外役員としての豊富な経験を有する。また、西田氏は、多数の著書を執筆しており、法務分野だけでなくとどまらず、会社経営に必要な隣接分野の知見も幅広く有しており、これらの知見・経験を活かして、積極的かつ忌憚のない意見を述べることで、当社グループの企業価値向上に貢献することができる。

現在、当社の取締役会及び監査等委員会の構成員には女性が含まれていないことから、西田氏はダイバーシティ推進の意味においても有益な人材であり、これまでの当社取締役会及び監査等委員会にない、女性としての新たな視点に基づく当社の経営課題についての客観的な助言・提言を通じて、当社の持続的な成長に貢献することも期待される。

なお、指名・報酬委員会が指摘する、本議案（第5号議案）の監査等委員である取締役候補者のスキルマトリックスは、以下のとおりである。

	企業経営	中立性・公正性	財務・管理	法務・コンプライアンス	グローバル経験	異業種・多様性
原 和彦		●	●	●		
後藤 博孝	●	●	●	●	●	●
西田 弥代		●		●	●	●

<監査等委員会の意見>

第5号議案に対して、当社監査等委員会からは、以下の反対意見が示されております。以下、監査等委員会から示された意見の内容をそのまま掲載しております。

責任調査委員会の報告書で損害賠償責任が認められると認定された前取締役である藤野氏、金田保一氏、金田宏氏（現執行役員）、須藤氏（現執行役員）、司氏、尾身氏に対し、2020年12月25日、監査等委員会は損害賠償請求訴訟を提起しました。この訴訟遂行は当社コンプライアンスにとって重要事項であり、これを全うする等の観点から、当時の状況を知る北野、片岡、坂井氏を、次回の総会に監査等委員である取締役候補として議案を提出するように監査等委員会は請求しました。

従って当社監査等委員会は、株主提案(第5号議案)に反対します。

<取締役会の意見>

当社取締役会は、指名・報酬委員会による答申内容および監査等委員会の意見等を慎重に検討した結果、監査等委員会による反論はいつでも当を得ないものであるため、指名・報酬委員会の答申結果に賛同することとし、株主提案（第5号議案）に「賛成」しております。

以上

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大の影響により経済活動の停滞や個人消費の低迷が続く厳しい状況が続きました。その後、ワクチン接種開始による感染症収束への期待の高まりにより持ち直しの動きも見られましたが、足元では変異ウイルスによる感染症拡大が深刻化している状況となっております。また、米中貿易摩擦の長期化・深刻化等の景気下振れ要因も併存しており、先行きは不透明な状況が続いております。

日本経済におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、段階的に経済活動を再開してきましたが、感染症の再拡大により先行きを見通すことができず、引き続き予断を許さない状況となっております。

このような状況の中、当社グループは当連結会計年度（2021年3月期）を最終年度とする3ヶ年の「第2次中期経営計画」に基づき、成長著しい東南アジアでの投資を拡大してまいりましたが、国内外ともに新型コロナウイルス感染症の影響を受け、特に工業品合成樹脂製品関連部門において苦戦を余儀なくされました。この結果、売上高は736億39百万円（前期比85.9%）となりました。

利益面につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めながらも業務効率化、自動化の推進および固定費削減に注力してまいりましたが、売上高の減少により営業利益は28億92百万円（前期比94.4%）となりました。経常利益は前期との比較では投資有価証券売却益が減少し、29億19百万円（前期比81.1%）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、天馬皇冠精密工業（蘇州）有限公司の土地収用に伴い発生した固定資産売却益および収用補償金を計上した結果、30億6百万円（前期比120.0%）となりました。

事業部門別の概況は次のとおりであります。

ハウスイエア合成樹脂製品関連部門につきましては、国内において昨年の緊急事態宣言時に外出自粛から自宅で過ごす時間が長くなる人が多くみられ、日用品需要が急増しました。また、緊急事態宣言解除後においても引き続きホームセンターを中心に堅調に推移しました。中国においては、引き続き2拠点体制での生産・販売活動を行い、年度前半は新型コロナウイルス感染症による経済活動縮小の影響から苦戦しましたが、年度後半にかけてはEC販売が好調に推移しました。この結果、ハウスイエア合成樹脂製品関連部門の売上高は184億63百万円（前期比103.6%）となりました。

工業品合成樹脂製品関連部門につきましては、東南アジアでの投資を重点的に行い、業容拡大を図ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、取引先の生産調整が続いたことから売上が大きく減少しました。年度後半には東南アジアを中心に急速に回復をしましたが、足元では、半導体不足による影響が見られ始めています。この結果、工業品合成樹脂製品関連部門の売上高は535億54百万円（前期比80.5%）となりました。

また、その他の売上高は、ハウスイエア関連のレトロかわいい道具有「ハコット」のカラーリニューアルやコンパクトさとデザイン性を兼ね備えた「PORISH インテリア物干し」等の新商品を発売し、拡販に注力したことから売上が増加し、16億22百万円（前期比116.7%）となりました。

事業部門別売上高および生産高

事業部門	売上高	生産高
ハウスイエア合成樹脂製品関連	18,463百万円	18,414百万円
工業品合成樹脂製品関連	53,554百万円	50,998百万円
その他の	1,622百万円	—
合計	73,639百万円	69,412百万円

(注) 生産高は販売価格により算出しております。

② 企業集団の設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、36億25百万円であります。その主なものは、当社の設備投資20億20百万円、TENMA (THAILAND) CO., LTD.の設備投資6億38百万円、TENMA VIETNAM CO., LTD.の設備投資4億11百万円、TENMA (HCM) VIETNAM CO., LTD.の設備投資2億32百万円であります。

これらの投資に関する資金は、全額自己資金をもって充当いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 70 期	第 71 期	第 72 期	第 73 期
	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	(当連結会計年度) 2021年3月期
売 上 高(百万円)	77,485	84,765	85,762	73,639
経 常 利 益(百万円)	2,781	3,124	3,600	2,919
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,899	2,252	2,504	3,006
1株当たり当期純利益(円)	78.71	93.31	103.80	127.08
総 資 産(百万円)	92,271	91,961	94,543	92,387
純 資 産(百万円)	75,688	74,730	74,156	72,895

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、第70期より役員向け株式交付信託が保有する当社株式を、控除する自己株式に含めております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第71期の期首から適用しており、第70期に係る総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。
3. 第70期および第71期の数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 70 期	第 71 期	第 72 期	第 73 期
	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	(当期) 2021年3月期
売 上 高(百万円)	22,743	23,826	22,708	22,852
経 常 利 益(百万円)	1,867	1,289	646	1,996
当 期 純 利 益(百万円)	1,551	990	264	1,766
1株当たり当期純利益(円)	64.29	41.01	10.93	74.66
総 資 産(百万円)	64,753	63,495	60,106	58,581
純 資 産(百万円)	58,756	57,961	55,138	53,894

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、第70期より役員向け株式交付信託が保有する当社株式を、控除する自己株式に含めております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第71期の期首から適用しており、第70期に係る総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。
3. 第70期および第71期の数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

(3) 対処すべき課題

今後の世界経済は、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ワクチンの普及や各国の景気支援策等により経済活動が持ち直していくと期待されますが、一方では、感染力の強い変異ウイルスによる感染再拡大や経済活動抑制施策の再発出等により景気を下振れさせるリスクも想定されます。また、日本経済におきましても、同感染症拡大の影響による経済活動の縮小や世界経済の不確実性の影響を受けることにより、先行きは依然として不透明な状況が続くと予想されます。

このような状況のもと、当社グループは第76期（2024年3月期）を最終年度とする3ヶ年の「第3次中期経営計画」を策定し、2021年5月13日に公表いたしました。

中期経営計画では、「百年企業への歩み」をテーマとして「人とプラスチックの調和した豊かな社会」の実現を長期ビジョンに掲げ、①サステナブル経営の推進、②成長基盤の構築を基本方針として活動してまいります。数値目標としましては、最終年度の連結売上高870億円、連結営業利益42億円、ROE4.6%以上としており、この3ヶ年は当社が目指す長期ビジョンの実現と長期数値目標（2031年3月期）である連結売上高1,100億円、連結営業利益90億円、ROE9%以上、ROIC9%以上の達成に向けた「変革期間」と位置付けております。この目標達成に向けて、経営戦略である「①人財への取り組み」、「②環境問題への取り組み」、「③ガバナンス強化」、「④DX（デジタルトランスフォーメーション）と自動化の推進」、「⑤技術開発の推進」、「⑥ビジネス領域の拡張」に注力し、目まぐるしく変化する事業環境に柔軟且つ的確に対応し、持続的な成長と企業価値の一層の向上を図り、当社グループの更なる発展を目指してまいります所存であります。（詳細につきましては、当社ホームページに掲載の「第3次中期経営計画」をご覧ください。）

また、当社は、2020年5月1日付「再発防止策の策定等に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、当社海外子会社において認識された不適切な金銭交付の疑いに関して設置した第三者委員会より受領した調査報告書の内容を真摯に受け止め、再発防止策を策定しました。当社は、当連結会計年度においても引き続き、経営体制の刷新を含むガバナンス体制の強化、リスク管理体制の見直し、その他コンプライアンスの遵守に向けた取組みを行うなど、全社一丸となり再発防止策を着実に実践してまいりました（取組内容の詳細等につきましては、2021年5月13日付「再発防止策等の取組状況に関するお知らせ」をご覧ください。）。当社といたしましては、今後も、これらの取組みにとどまらず、引き続き当社のガバナンスの強化に努め、コンプライアンス遵守を徹底し、ステークホルダーの皆様および社会からの信頼回復を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
PRINCIA CO., LTD.	2,000千香港ドル 13,000千米ドル	100%	合成樹脂製品の 輸出入および仕 入販売
MEIYANG HONG KONG LIMITED	8,000千米ドル	100%	資産管理
上海天馬精塑有限公司	12,500千米ドル	100%	合成樹脂製品の 製造販売
天馬精密注塑(深圳)有限公司	82,350千人民元	100%	合成樹脂製品の 製造販売
天馬精密工業(中山)有限公司	24,376千米ドル	100%	合成樹脂製品の 製造販売
TENMA VIETNAM CO., LTD.	35,000千米ドル	100%	合成樹脂製品お よび金型の製造 販売
天馬アセアンホールディングス株式会社	490,000千円	100%	持株会社
PT. TENMA INDONESIA	496,281百万ルピア	99.99%	合成樹脂製品の 製造販売
TENMA (HCM) VIETNAM CO., LTD.	12,500千米ドル	100%	合成樹脂製品の 製造販売
TENMA (THAILAND) CO., LTD.	755,000千タイバーツ	100%	合成樹脂製品の 製造販売
株式会社タクミック	50,000千円	100%	合成樹脂製品等 に係る試作品の 製造販売
天馬皇冠精密工業(蘇州)有限公司	85,000千人民元	100%	合成樹脂製品の 製造販売
PT. TENMA CIKARANG INDONESIA	84,728百万ルピア	99.99%	合成樹脂製品の 製造販売

- (注) 1. 当社は天馬アセアンホールディングス株式会社を通じて間接的にPT. TENMA INDONESIA、TENMA (HCM) VIETNAM CO., LTD.、TENMA (THAILAND) CO., LTD.、株式会社タクミックおよびPT. TENMA CIKARANG INDONESIAに出資しております。
2. 天馬精密工業(中山)有限公司、TENMA VIETNAM CO., LTD.、PT. TENMA INDONESIAおよびTENMA (THAILAND) CO., LTD.は特定子会社に該当しております。
3. 天馬皇冠精密工業(蘇州)有限公司は現在清算中であります。

(5) **主要な事業内容** (2021年3月31日現在)

当社グループは、プラスチック射出成形品の製造販売を主な事業としております。

事業部門および事業部門別の主要製品は、次のとおりであります。

事業部門	主要製品
ハウスウエア 合成樹脂製品関連	インテリア用品、バス・洗面・トイレタリー用品、キッチン用品、洗濯用品、クリーン用品、ワイヤー用品、レジャー用品、ベビー用品、DIY用品等家庭日用品全般
工業製品 合成樹脂製品関連	OA電子機器部品、家電機器部品、自動車外装・内装部品、自動車機能部品、各種コンテナ、大型容器類、パレット、住設建材等
その他	各種商品販売等

(6) **主要な事業所** (2021年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都北区赤羽一丁目63番6号
支店	東京支店(東京都北区)、大阪支店(大阪府大阪市)
営業所	仙台営業所(宮城県仙台市)、福岡営業所(福岡県福岡市)
工場	弘前工場(青森県弘前市)、八戸工場(青森県八戸市)、新白河工場(福島県白河市)、野田工場(千葉県野田市)、滋賀工場(滋賀県甲賀市)、山口工場(山口県山陽小野田市)

② 子会社

会 社 名	所 在 地
PRINCIA CO., LTD.	中国香港
MEIYANG HONG KONG LIMITED	中国香港
上海天馬精塑有限公司	中国上海市
天馬精密注塑(深圳)有限公司	中国広東省深圳市
天馬精密工業(中山)有限公司	中国広東省中山市
TENMA VIETNAM CO., LTD.	ベトナム バクニン省
天馬アセアンホールディングス株式会社	東京都北区
PT. TENMA INDONESIA	インドネシア プカシ市
TENMA (HCM) VIETNAM CO., LTD.	ベトナム ドンナイ省
TENMA (THAILAND) CO., LTD.	タイ ラヨン県
株式会社タクミック	神奈川県相模原市
天馬皇冠精密工業(蘇州)有限公司	中国江蘇省蘇州市
PT. TENMA CIKARANG INDONESIA	インドネシア プカシ市

(7) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
7,535名 (1,704名)	259名増 (344名減)

(注) 従業員数は就業員数であり、派遣社員を含む臨時従業員数は()内に期中平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
641名 (240名)	2名増 (12名減)	40歳11ヵ月	18年2ヵ月

(注) 従業員数は就業員数であり、派遣社員を含む臨時従業員数は()内に期中平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 77,153,900株 |
| ② 発行済株式の総数 | 26,813,026株 |
| ③ 株主数 | 6,726名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 カ ネ ダ 興 産	2,924千株	12.63%
有 限 会 社 ビ ー ・ ケ ー ・ フ ァ イ ナ ン ス	2,420	10.46
株 式 会 社 ツ カ サ ・ エ ン タ ー プ ラ イ ズ	1,978	8.55
THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY ACCOUNT	916	3.96
金 田 保 一	811	3.51
司 治	794	3.43
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	701	3.03
MLI FOR CLIENT GENERAL NON TREATY-PB	593	2.56
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505303	590	2.55
F H L ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	586	2.53

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は自己株3,662,772株を所有しておりますが、上記大株主には含めておりません。なお、「役員向け株式交付信託」に係る信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社株式33,997株は自己株式には含めておりません。
 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 4. 2019年8月15日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）においてダルトン・インベストメンツ・エルエルシーが2019年8月9日現在で3,535千株を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。なお、当社として実質所有株式数の確認ができたものではありませんが、同社は当事業年度において主要株主であります。

⑤ 当事業年度中に当社役員（役員であった者を含む）に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株 式 数	交 付 さ れ た 者 の 人 数
監査等委員でない取締役 (社外取締役を除く)	32,103株	4名

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	廣 野 裕 彦	当社指名・報酬委員会委員 当社営業本部長 天馬アセアンホールディングス株式会社代表取締役社長
取 締 役	永 井 勇 一	当社生産本部長・財務経理部管掌
取 締 役	林 史 朗	ダルトン・アドバイザー株式会社代表取締役
取 締 役	倉 橋 博 文	弁護士法人ほとと総合法律事務所パートナー弁護士 楽天生命保険株式会社社外監査役
取 締 役	松 山 昌 司	当社指名・報酬委員会委員長 松山公認会計士・税理士事務所代表者（公認会計士・税理士） あすなる監査法人代表社員 ぶらっとホーム株式会社社外監査役 株式会社ジー・スリーホールディングス社外取締役 株式会社グッドコムアセット社外取締役 FRACTALE株式会社社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	北 野 治 郎	
取 締 役 (監査等委員)	片 岡 義 正	片岡義正税理士事務所税理士 日本出版貿易株式会社社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	菅 弘 一	当社指名・報酬委員会委員 虎ノ門第一法律事務所弁護士

- (注) 1. 取締役 林史朗氏は非常勤の非業務執行取締役等である取締役であります。
2. 取締役 倉橋博文氏、松山昌司氏および取締役（監査等委員）北野治郎氏、片岡義正氏、菅弘一氏は社外取締役であります。
3. 取締役 林史朗氏は、金融の専門家および投資家としての豊富な経験や専門知識を有しております。
4. 取締役 倉橋博文氏は、企業法務の専門家および弁護士としての豊富な経験や専門的知識を有しております。
5. 取締役 松山昌司氏は、内部統制を含む企業会計の専門家および公認会計士としての豊富な経験や専門的知識を有しております。
6. 取締役（監査等委員）片岡義正氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役（監査等委員）菅弘一氏は、検事および弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しております。
8. 当社は社外取締役（監査等委員）全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
9. 当社は、常勤監査等委員が経営会議等の重要な会議に出席すること等により、業務執行取締役の職務執行を常時監督する体制を確保するため、常勤の監査等委員を選定しております。
10. 当社と非業務執行取締役である林史朗氏および各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。
11. 社外取締役（監査等委員）藤本潤一氏は、2021年3月18日付けにて辞任しております。退任時の重要な兼職の状況は、Assurant Japan株式会社取締役であります。

② 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	報酬等の種類別総額		報酬等の総額 (百万円)
		基本報酬額 (百万円)	株式報酬額 (百万円)	
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	11 (2)	102 (10)	15 (0)	117 (10)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	4 (4)	34 (34)	0 (0)	34 (34)
合 計 (うち社外取締役)	15 (6)	136 (44)	15 (0)	151 (44)

- (注) 1. 上記には、2020年6月26日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員でない取締役6名(うち社外取締役は0名)および2021年3月18日付けにて辞任した監査等委員である社外取締役1名を含んでおります。
2. 2019年6月27日開催の第71回定時株主総会において監査等委員でない取締役の報酬限度額は年額300百万円以内(ただし、使用人分給与および株式報酬等の額は含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は6名(うち社外取締役は0名)です。また、監査等委員でない取締役については、上記報酬限度額とは別枠で、2017年6月27日開催の第69回定時株主総会において、信託期間4年間で金400百万円を上限とし、1事業年度当たり85,000ポイントを上限とする役員向け株式交付信託に係る株式報酬制度を決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は4名(うち社外取締役は0名)です。
3. 2015年6月26日開催の第67回定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名(うち社外取締役は3名)です。
4. 株式報酬額の内容は、取締役会が定めた株式交付規程に従い、毎年所定の日に各取締役の役位に応じたポイントを付与し、当社が金銭を拠出することにより設定する信託を通じて、原則、取締役の退任時まで付与された累積ポイント数に応じて、当社株式および当社株式に代わる時価相当額の金銭が交付されるものであり、上記の株式報酬は、当事業年度に係る役員向け株式交付信託としての株式報酬費用として計上した金額となります。

③ 監査等委員でない取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社取締役会は、過半数の独立社外取締役によって構成される任意の指名・報酬委員会による提案を踏まえて、監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の決定方針を決定しており、その概要は以下のとおりです。また、当該方針の決議後に決定された監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容については、指名・報酬委員会において当該方針に沿うものであることを確認した上で、取締役会において決定しておりますので、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

イ. 監査等委員でない取締役（社外取締役および非業務執行取締役を除く。）の報酬等

監査等委員でない取締役（社外取締役および非業務執行取締役を除く。）の報酬等は、次に掲げる「基本報酬（現金報酬）」および「株式報酬（自社株報酬）」により構成されます。

個人別の報酬等における「基本報酬（現金報酬）」および「株式報酬（自社株報酬）」の割合は、各人の報酬等が全体として適切なインセンティブとして機能するように決定します。

個人別の報酬等の内容の決定の全部は、株主総会決議でご承認を得た範囲内で、取締役会から諮問を受けた任意の指名・報酬委員会（構成員の過半数が独立社外役員）において作成した原案を取締役に答申し、取締役会が審議の上で決定します。

(イ) 基本報酬（現金報酬）

固定の金銭報酬として、前期の業績や各取締役の職責・貢献等を総合的に勘案して決定した支給額を毎月支給します。

(ロ) 株式報酬（自社株報酬）

取締役会が定めた株式交付規程に従い、毎年所定の日に各取締役の役位に応じたポイントを付与し、当社が金銭を拠出することにより設定する信託を通じて、原則、取締役の退任時まで付与された累積ポイント数に応じて、当社株式および当社株式に代わる時価相当額の金銭が交付されるものとします。

ロ. 監査等委員でない社外取締役および非業務執行取締役の報酬等

監査等委員でない社外取締役および非業務執行取締役の報酬等は、その職責に鑑みて、「基本報酬（現金報酬）」のみで構成されます。固定の金銭報酬として、前期の業績や各取締役の職責・貢献等を総合的に勘案して決定した支給額を毎月支給します。

個人別の報酬等の内容の決定の全部は、株主総会決議でご承認を得た範囲内で、取締役会から諮問を受けた任意の指名・報酬委員会（構成員の過半数が独立社外役員）において作成した原案を取締役に答申し、取締役会において審議の上で決定します。

④ 社外役員等に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役 倉橋博文氏は、弁護士法人ほくと総合法律事務所のパートナー弁護士および楽天命命保険株式会社の社外監査役であります。当社と兼務先との間には特別な関係はありません。

取締役 松山昌司氏は、松山公認会計士・税理士事務所の代表者（公認会計士・税理士）、あすなる監査法人の代表社員、ぷらっとホーム株式会社の社外監査役、株式会社ジー・スリーホールディングスの社外取締役、株式会社グッドコムアセットの社外取締役およびFRACTALE株式会社の社外取締役であります。当社と兼務先との間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）片岡義正氏は、片岡義正税理士事務所に所属する税理士であり、日本出版貿易株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

2021年3月18日付にて辞任した取締役（監査等委員）藤本潤一氏は、Assurant Japan株式会社の取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）菅弘一氏は、虎ノ門第一法律事務所に所属する弁護士であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況および発言状況等
取 倉 締 橋 役 博 文	2020年6月26日の就任以降に開催された取締役会19回のうちすべてに出席いたしました。 企業法務の専門家および弁護士立場から適宜必要な発言を行っております。また、2021年4月23日以降、当社指名・報酬委員会の委員を務めております。
取 松 締 山 役 昌 司	2020年6月26日の就任以降に開催された取締役会19回のうちすべてに出席いたしました。 内部統制を含む企業会計の専門家および公認会計士立場から適宜必要な発言を行っております。また、2020年11月6日以降、当社指名・報酬委員会の委員長を務めております。
取締役（監査等委員） 北 野 治 郎	当事業年度に開催された取締役会32回のうちすべてに出席いたしました。 国内外における企業経営者としての経験を有するとともに、監査等委員としての経験から適宜必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 片 岡 義 正	当事業年度に開催された取締役会32回のうちすべてに出席いたしました。 税務・会計の専門家の立場から適宜必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 藤 本 潤 一	2021年3月18日に辞任する以前の当事業年度に開催された取締役会30回のうち29回、監査等委員会21回のうちすべてに出席いたしました。 長年にわたる企業経営者としての豊富な経験や幅広い見識から適宜必要な発言を行っておりました。
取締役（監査等委員） 菅 弘 一	2020年6月26日の就任以降に開催された取締役会19回のうちすべて、監査等委員会12回のうち11回に出席いたしました。 元検事および弁護士としての立場から適宜必要な発言を行っております。また、2020年11月6日から2021年4月19日までの間、当社指名・報酬委員会の委員を務めておりました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第23条の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人 ハイビスカス

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任 あずさ監査法人は、2020年6月26日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	50
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項および第3項の同意を行っております。

3. 当社の重要な子会社のうち11社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針としております。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等、会計監査人として適当でないと判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する方針としております。

(4) 業務の適正を確保するための体制

当社が、「内部統制の基本方針」について取締役会において決議したその概要は以下のとおりであります。

- ① 当社および子会社の役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社および子会社の役職員は、法令および社内規程で定めた職務権限および意思決定ルールに従い職務の執行を行うものとする。また、法令、社内規程等を遵守した行動をとるための行動基準として定めた「コンプライアンスマニュアル」に従って行動するものとする。
 - ロ. 当社においては、社内規程に基づくグループ会社の一体管理を行うとともに財務報告の信頼性を確保するための体制を整備する。
 - ハ. 当社および子会社は、社会の一員として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず毅然とした態度で対応する。
 - 二. 上記の実施状況を検証するため内部監査部はグループの内部監査を実施し、その結果を社内取締役で構成するリスク管理委員会および監査等委員会へ報告し、必要に応じて改善策実施の助言、支援を行う。
- ② 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
社内規程としてグループ全体に適用されるリスク管理規程を定め、事業に係るリスクや法令遵守、品質、環境、情報セキュリティ等に係るリスクは、それぞれの部署において把握し、損失の防止に備えるものとする。
 - ③ 当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社および子会社の取締役等は、各社および各部の年度予算を策定し、各担当部署長はこれに基づく業務計画を展開するとともに各種会議を通じての進捗管理を行う。
 - ④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役はその職務の執行に係る文書その他の情報については、法令および社内規程に従い適切に保存および管理を行うものとする。
 - ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社権限規程を定めており、子会社の取締役等はそれに従い当社に同意を求め、または報告するものとする。
 - ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項ならびに当該補助者の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該補助者に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会は内部監査部に内部監査結果の報告を求めるほか必要に応じて調査を指示できるものとする。この指示を受けた社員は、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、各部署長の指揮命令を受けないものとする。

- ⑦ 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制ならびに子会社の役職員またはこれらの者から報告を受けた者が、当社監査等委員会に報告するための体制
当社および子会社の役職員は、監査等委員会または監査等委員会が指名した監査等委員からその職務の執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告をする。
また、子会社の役職員は、業務または財務の状況に重大な影響を及ぼす情報を知り得たときは、監査等委員会または監査等委員会が指名した監査等委員に報告することとしている。
- ⑧ 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会または監査等委員会が指名した監査等委員に報告した者に対して、そのことを理由に人事処遇等において不利な扱いを行わない。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
会社は、監査等委員または監査等委員会が監査の実施のため所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が、監査等委員会の職務の執行に必要ないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員と社長は定期的に意見交換を行う。

(5) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当事業年度における、業務の適正を確保するための運用状況の主なものは、以下のとおりであります。

- ① 取締役会を32回（ほか書面決議3回）開催し、資本政策および予算の策定等重要事項を決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行いました。
- ② 監査等委員は、重要な社内会議への出席等を通じ、取締役および執行役員等から業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行いました。また、監査等委員会は、内部監査部が行った監査の報告を受けることで、情報共有および十分な連携を確保しています。
- ③ 当社グループ役職員に向けてコンプライアンスの重要性に関するメッセージを発信するとともに、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。
- ④ 財務報告の適正性と信頼性確保のため、内部統制の整備、運用および評価のための計画を決定するとともに、当社グループ全体の内部統制の有効性に係る評価を実施しました。
- ⑤ リスク管理委員会および独立性の高い社外取締役が過半数を占める監査等委員会を内部通報窓口として設置して、不祥事等の早期発見、未然防止を図っています。

(注) 記載金額は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	54,511,203	流 動 負 債	14,296,677
現金及び預金	30,249,244	支払手形及び買掛金	8,641,580
受取手形及び売掛金	16,114,081	未払法人税等	306,580
商品及び製品	2,694,082	賞与引当金	820,938
仕掛品	590,893	租税関連費用引当金	133,968
原材料及び貯蔵品	3,089,375	関係会社整理損失引当金	35,358
その他	1,775,395	その他	4,358,253
貸倒引当金	△1,866	固 定 負 債	5,194,593
固 定 資 産	37,875,533	長期未払金	22,531
有形固定資産	28,815,004	役員株式給付引当金	40,647
建物及び構築物	13,386,898	退職給付に係る負債	331,793
機械装置及び運搬具	8,737,318	リース債務	3,101,198
土地	2,461,045	資産除去債務	219,389
使用権資産	3,198,943	繰延税金負債	1,410,662
建設仮勘定	250,613	事業構造改善引当金	68,374
その他	780,187	負 債 合 計	19,491,270
無形固定資産	2,450,333	純 資 産 の 部	
その他	2,450,333	株 主 資 本	71,274,383
投資その他の資産	6,610,196	資本金	19,225,350
投資有価証券	4,054,680	資本剰余金	17,531,538
退職給付に係る資産	1,977,255	利益剰余金	40,388,885
繰延税金資産	181,652	自己株式	△5,871,390
その他	403,091	その他の包括利益累計額	1,621,020
貸倒引当金	△6,482	その他有価証券評価差額金	1,050,488
資 産 合 計	92,386,737	為替換算調整勘定	△197,145
		退職給付に係る調整累計額	767,677
		非支配株主持分	64
		純 資 産 合 計	72,895,467
		負 債 純 資 産 合 計	92,386,737

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	73,638,812
売上原価	59,321,310
売上総利益	14,317,502
販売費及び一般管理費	11,425,528
営業利益	2,891,974
営業外収益	
受取利息	137,873
受取配当金	126,493
その他	167,247
営業外費用	
支払利息	100,320
売上割引	84,177
為替差損	193,138
その他	27,183
経常利益	431,612
特別利益	
固定資産売却益	850,720
収用補償金	216,131
その他	40,366
特別損失	
固定資産売却損	14,212
固定資産除却損	28,643
減損損失	141,550
事業構造改善引当金繰入額	71,451
新型コロナウイルス感染症関連損失	185,673
税金等調整前当期純利益	441,529
法人税、住民税及び事業税	763,522
法人税等調整額	△184,736
当期純利益	3,005,670
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△5
親会社株主に帰属する当期純利益	3,005,675

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式		
当連結会計年度期首残高	19,225,350	17,531,538	39,298,419	△3,954,500		72,100,807
当連結会計年度変動額						
剰 余 金 の 配 当			△1,915,209			△1,915,209
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,005,675			3,005,675
自己株式の取得				△1,999,085		△1,999,085
自己株式の処分				82,195		82,195
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)						—
当連結会計年度変動額合計	—	—	1,090,466	△1,916,890		△826,424
当連結会計年度末残高	19,225,350	17,531,538	40,388,885	△5,871,390		71,274,383

	その 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	229,092	1,664,951	160,913	2,054,956	74	74,155,837
当連結会計年度変動額						
剰 余 金 の 配 当						△1,915,209
親会社株主に帰属する 当期純利益						3,005,675
自己株式の取得						△1,999,085
自己株式の処分						82,195
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	821,396	△1,862,096	606,764	△433,936	△11	△433,947
当連結会計年度変動額合計	821,396	△1,862,096	606,764	△433,936	△11	△1,260,370
当連結会計年度末残高	1,050,488	△197,145	767,677	1,621,020	64	72,895,467

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 13社

連結子会社は、PRINCIA CO., LTD.、MEIYANG HONG KONG LIMITED、上海天馬精塑有限公司、天馬精密注塑(深圳)有限公司、天馬精密工業(中山)有限公司、TENMA VIETNAM CO., LTD.、天馬アセアンホールディングス株式会社、PT. TENMA INDONESIA、TENMA (HCM) VIETNAM CO., LTD.、TENMA (THAILAND) CO., LTD.、株式会社タクミック、天馬皇冠精密工業(蘇州)有限公司およびPT. TENMA CIKARANG INDONESIAの13社であります。

なお、天馬皇冠精密工業(蘇州)有限公司は現在清算中であります。

② 非連結子会社の数 1社

非連結子会社は、株式会社TQであります。

③ 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲より除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した会社数 1社

持分法を適用した会社は、PT. DaikyoNishikawa Tenma Indonesiaであります。

② 持分法を適用していない会社

持分法を適用していない会社(株式会社TQおよびスピシエル株式会社)は、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、投資勘定については持分法を適用せず、原価法により評価しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。

ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの： 決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理しております。また、売却原価は総平均法により算定しております。)

時価のないもの： 総平均法による原価法によっております。

- . たな卸資産の評価基準および評価方法
通常の販売目的で保有するたな卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。
 - a 商品・製品・仕掛品・原材料
主として移動平均法
 - b 貯蔵品
主として先入先出法
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産
当社は定率法、連結子会社は主として定額法を採用しております。
ただし、当社は、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 ―――― 3年～50年
機械装置及び運搬具 ――― 4年～12年
また、当社は、2007年3月31日以前に取得した有形固定資産について、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
 - . 無形固定資産
定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
 - イ. 貸倒引当金
債権の回収不能額に対処するため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - . 賞与引当金
従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担分を計上しております。
 - ハ. 役員株式給付引当金
株式交付規程に基づく当社取締役等への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
 - ニ. 租税関連費用引当金
一部の在外子会社における、間接税の本税、加算税、延滞税等の租税関連費用の支出に備えるため、発生可能性を勘案して見積り計算した金額を計上しております。
 - ホ. 関係会社整理損失引当金
関係会社の整理に伴う損失に備えるため、将来の損失見込み額を計上しております。
 - ヘ. 事業構造改善引当金
当社の事業構造改善に伴い発生する費用および損失に備えるため、その発生の見込み額を計上しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類より適用しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 46,115,087千円 |
| (2) 偶発債務 | |

当社は、2020年3月13日付にて第三者委員会から調査報告書を受領し、当社の海外子会社において税務調査等に関連して外国公務員に対する複数の金銭交付あるいはその疑いのある行為が行われていた旨の調査結果が報告されました（調査報告書（公表版）については2020年4月2日付にて公表しております）。当社としては、ステークホルダーの皆様および社会からの信頼回復を目指し、全社一丸となって2020年5月1日付にて公表しました再発防止に取り組んでおります。当該事案に関して、今後、当社に制裁金が科されるおそれがありますが、関連する法的手続は多くの不確実性および複雑な要素を含んでおり、現時点でその影響額を合理的に見積ることは困難であるため、連結計算書類には反映しておりません。また、海外子会社の所在地国においても現地において類似の制裁金が科されるおそれがありますが、現時点ではその影響額を合理的に見積ることは困難であるため、連結計算書類には反映しておりません。

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額 (千円)
本社	その他の事業用資産	無形固定資産(特許権)	141,550

当社グループは、各会社を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位としてグルーピングを行っております。ただし、賃貸不動産および遊休資産は原則として個々の資産単位をグルーピングとして取り扱っております。

当連結会計年度において、当社が保有する特許権について遊休資産としての区分に変更したことから、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却可能価額により測定しており、当該特許権は売却が実質的に困難であるため零としております。

(2) 事業構造改善引当金繰入額

当社における取り扱い製品の見直し等による事業構造改善に伴い、今後発生が見込まれる損失に備えるため、合理的な見積額を事業構造改善引当金繰入額として計上しております。

(3) 新型コロナウイルス感染症関連損失

当社グループの一部の拠点において、各国政府からの感染拡大抑制の指示に従い工場の稼働を停止した期間の固定費（人件費、減価償却費等）を、新型コロナウイルス感染症関連損失として特別損失に計上しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	26,813,026	—	—	26,813,026

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	2,684,867	1,047,905	36,003	3,696,769

- (注) 1. 当連結会計年度末の自己株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式33,997株が含まれております。
 2. 自己株式数の増加1,047,905株は、自己株式の購入による取得1,047,400株および単元未満株式の買取りによる増加505株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	967,926	40	2020年3月31日	2020年6月29日
2020年11月6日 取締役会	普通株式	947,283	40	2020年9月30日	2020年12月10日

- (注) 1. 2020年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金2,800千円が含まれております。
 2. 2020年11月6日取締役会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金1,360千円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	926,010	40	2021年3月31日	2021年6月30日

- (注) 配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金1,360千円が含まれております。

(4) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等、安全性の高い金融資産に限定して運用し、資金調達については手元の現預金で賄う方針です。投資有価証券は、昨今の金融不安に鑑み抑制的に運用し、デリバティブ取引は、基本的に行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を厳格に行うとともに、取引先の信用調査を年1回以上定期的に実施しております。

貸付金は基本的には行わない方針としていますが、営業政策上やむを得ない場合に限って例外的に許容することがあります。貸付金は貸付先の信用リスクに晒されております。貸付先の信用調査を年1回以上定期的に実施し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握と適切な対応を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクについては、その時価の動きを日々把握・管理し、取締役会に定期的に報告しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その全てが1年以内の支払期日で流動性リスクに晒されております。当該リスクについては、月次に資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。なお、借入金は長短を問わずありません。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、ほとんどが市場価格に基づく価額であります。市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	30,249,244	30,249,244	—
(2) 受取手形及び売掛金	16,114,081	16,114,081	—
(3) 投資有価証券			
① その他有価証券	3,537,016	3,537,016	—
資産計	49,900,341	49,900,341	—
(4) 支払手形及び買掛金	8,641,580	8,641,580	—
負債計	8,641,580	8,641,580	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

- (1) 現金及び預金、ならびに(2) 受取手形及び売掛金
これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券
これらは全て株式であり、そのほとんどの時価は証券取引所の市場価格によっておりますが、市場価格がない場合には合理的に算定された価額によっております。
- (4) 支払手形及び買掛金
これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式 (投資有価証券)	517,665

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権および満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	30,249,244	—	—	—
受取手形及び売掛金	16,114,081	—	—	—
合計	46,363,325	—	—	—

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,153円43銭
(2) 1株当たり当期純利益	127円08銭

(注) 1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益の算定上、役員向け株式交付信託が保有する当社株式を当連結会計年度末および期中平均株式数の計算において、控除する自己株式(当連結会計年度末33,997株、期中平均株式数47,014株)に含めております。

(注) 記載金額は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	22,284,016	流動負債	4,367,230
現金及び預金	12,468,114	支払手形	155,553
受取手形	376,941	電子記録債務	261,795
電子記録債権	712,525	買掛金	1,993,247
売掛金	5,471,543	未払金	97,512
商品及び製品	1,464,926	未払費用	1,005,122
仕掛品	105,980	未払法人税等	44,330
原材料及び貯蔵品	1,178,342	未払消費税等	224,199
前渡金	10,220	前受金	2,622
前払費用	98,100	預り金	94,346
未収収益	54	賞与引当金	336,594
未収入金	177,504	設備関係支払手形	40,702
営業未収入金	194,007	その他	111,210
その他の金	27,061	固定負債	320,540
貸倒引当金	△1,300	長期未払金	22,531
固定資産	36,297,402	役員株式給付引当金	40,647
有形固定資産	9,347,658	事業構造改善引当金	68,374
建物	5,996,694	繰延税金負債	188,989
構築物	339,979	負債合計	4,687,770
機械及び装置	1,222,887	純資産の部	
車両運搬具	18,200	株主資本	52,843,160
工具、器具及び備品	198,019	資本金	19,225,350
土地	1,506,192	資本剰余金	17,531,538
建設仮勘定	65,687	資本準備金	4,924,500
無形固定資産	997,255	その他資本剰余金	12,607,038
借地権	937,060	利益剰余金	21,957,662
ソフトウェア	17,068	利益準備金	637,879
その他	43,126	その他利益剰余金	21,319,783
投資その他の資産	25,952,490	退職給与積立金	300,000
投資有価証券	3,537,016	研究開発積立金	300,000
関係会社株式	12,739,368	固定資産圧縮積立金	210,618
関係会社出資金	440	別途積立金	11,000,000
関係会社出資金	8,722,646	繰越利益剰余金	9,509,165
長期貸付金	3,631	自己株式	△5,871,390
長期前払費用	28,061	評価・換算差額等	1,050,488
前払年金費用	871,093	その他有価証券評価差額金	1,050,488
その他の金	52,936	純資産合計	53,893,649
貸倒引当金	△2,700	負債純資産合計	58,581,419
資産合計	58,581,419		

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	22,851,658
売 上 原 価	14,918,209
売 上 総 利 益	7,933,449
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	7,414,053
営 業 利 益	519,397
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	690
受 取 配 当 金	1,413,446
為 替 差 益	5,780
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 戻 入 額	77,991
そ の 他	66,966
営 業 外 費 用	
売 上 割 引	84,177
そ の 他	4,357
経 常 利 益	1,995,736
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	17,796
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	10,416
減 損 損 失	141,550
事 業 構 造 改 善 引 当 金 繰 入 額	71,451
税 引 前 当 期 純 利 益	1,790,115
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	176,000
法 人 税 等 調 整 額	△151,799
当 期 純 利 益	1,765,914

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 準 備 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 剰 余 金 本 金 計	利 準 備 金	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
						退 職 給 与 金 積 立	研 究 開 発 金 積 立	固 定 資 産 積 立 金
当 期 首 残 高	19,225,350	4,924,500	12,607,038	17,531,538	637,879	300,000	300,000	236,629
当 期 変 動 額								
固 定 資 産 積 立 金 の 取 崩 剩 余 金 の 配 当								△26,012
当 期 純 利 益								
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 処 分								
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	-	△26,012
当 期 末 残 高	19,225,350	4,924,500	12,607,038	17,531,538	637,879	300,000	300,000	210,618

	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計	
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
	別 途 積 立 金	利 益 剰 余 金 計						
当 期 首 残 高	11,000,000	9,632,449	22,106,958	△3,954,500	54,909,345	229,092	229,092	55,138,437
当 期 変 動 額								
固 定 資 産 積 立 金 の 取 崩 剩 余 金 の 配 当		26,012	-		-			-
当 期 純 利 益		△1,915,209	△1,915,209		△1,915,209			△1,915,209
当 期 純 利 益		1,765,914	1,765,914		1,765,914			1,765,914
自 己 株 式 の 取 得				△1,999,085	△1,999,085			△1,999,085
自 己 株 式 の 処 分				82,195	82,195			82,195
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)						821,396	821,396	821,396
当 期 変 動 額 合 計	-	△123,284	△149,295	△1,916,890	△2,066,185	821,396	821,396	△1,244,789
当 事 業 年 度 末 残 高	11,000,000	9,509,165	21,957,662	△5,871,390	52,843,160	1,050,488	1,050,488	53,893,649

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式会社および関連会社株式

総平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの： 決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理しております。

また、売却原価は総平均法により算定しております。)

時価のないもの： 総平均法による原価法によっております。

② たな卸資産の評価基準および評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

イ. 商品・製品・仕掛品・原材料

移動平均法

ロ. 貯蔵品

先入先出法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 ————— 10年～50年

構築物 ————— 3年～50年

機械及び装置 ————— 8年～12年

車両運搬具 ————— 4年～6年

工具、器具及び備品 ——— 2年～20年

また、2007年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の回収不能額に対処するため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

④ 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社取締役等への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 事業構造改善引当金

当社の事業構造改善に伴い発生する費用および損失に備えるため、その発生の見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類より適用しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|---------------------------------|--------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 21,253,953千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 | |
| ① 短期金銭債権 | 202,957千円 |
| ② 短期金銭債務 | 34,461千円 |
| (3) 偶発債務 | |

当社は、2020年3月13日付にて第三者委員会から調査報告書を受領し、当社の海外子会社において税務調査等に関連して外国公務員に対する複数の金銭交付あるいはその疑いのある行為が行われていた旨の調査結果が報告されました（調査報告書（公表版）については2020年4月2日付にて公表しております）。当社としては、ステークホルダーの皆様および社会からの信頼回復を目指し、全社一丸となって2020年5月1日付にて公表しました再発防止に取り組んでおります。当該事案に関して、今後、当社に制裁金が科されるおそれがありますが、関連する法的手続は多くの不確実性および複雑な要素を含んでおり、現時点でその影響額を合理的に見積ることは困難であるため、計算書類には反映しておりません。

5. 損益計算書に関する注記

- | | |
|---------------|-------------|
| (1) 関係会社との取引高 | |
| 売上高 | 83,609千円 |
| 営業費用 | 688,574千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 1,287,411千円 |

(2) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額（千円）
本社	その他の事業用資産	無形固定資産（特許権）	141,550

当社は、全社を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位としてグルーピングを行っております。ただし、賃貸不動産および遊休資産は原則として個々の資産単位をグルーピングとして取り扱っております。

当事業年度において、当社が保有する特許権について遊休資産としての区分に変更したことから、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却可能価額により測定しており、当該特許権は売却が実質的に困難であるため零としております。

(3) 事業構造改善引当金繰入額

当社における取り扱い製品の見直し等による事業構造改善に伴い、今後発生が見込まれる損失に備えるため、合理的な見積額を事業構造改善引当金繰入額として計上しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,684,867	1,047,905	36,003	3,696,769

- (注) 1. 当事業年度末の自己株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式33,997株が含まれております。
2. 自己株式数の増加1,047,905株は、自己株式の購入による取得1,047,400株および半元未満株式の買取りによる増加505株であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	102,998千円
投資有価証券評価損	662,592千円
関係会社出資金評価損	319,522千円
繰越欠損金	265,415千円
その他有価証券評価差額金	176千円
その他	<u>213,145千円</u>
繰延税金資産小計	1,563,848千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△151,899千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,010,110千円
評価性引当額小計	<u>△1,162,010千円</u>
繰延税金資産合計	401,839千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△231,407千円
固定資産圧縮積立金	△92,866千円
その他	△266,554千円
繰延税金負債合計	<u>△590,827千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△188,989千円</u>

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,331円42銭
- (2) 1株当たり当期純利益 74円66銭

(注) 1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益の算定上、役員向け株式交付信託が保有する当社株式を当事業年度末および期中平均株式数の計算において、控除する自己株式(当事業年度末33,997株、期中平均株式数47,014株)に含めております。

(注) 記載金額は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

天馬株式会社
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 高橋 克幸 ㊟
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 丸木 章道 ㊟
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、天馬株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、天馬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表2、連結貸借対照表に関する注記(2)偶発債務に記載されているとおり、海外子会社における外国公務員に対する複数の金銭交付あるいはその疑いのある行為に関して、今後、会社に制裁金が科されるおそれがあるが、関連する法的手続は多くの不確実性及び複雑な要素を含んでおり、現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難であるため、連結計算書類には反映していない。また、海外子会社の所在地国において類似の制裁金が科されるおそれがあるが、現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難であるため、連結計算書類には反映していない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

天馬株式会社
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 高橋 克幸 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 丸木 章道 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、天馬株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表2、貸借対照表に関する注記（3）偶発債務に記載されているとおり、海外子会社における外国公務員に対する複数の金銭交付あるいはその疑いのある行為に関して、今後、会社に制裁金が科せられるおそれがあるが、関連する法的手続は多くの不確実性及び複雑な要素を含んでおり、現時点ではその影響額を合理的に見積ることが困難であるため、計算書類には反映していない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えるると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 昨年度の監査等委員でない前取締役らの関与した海外公務員贈賄に関する再発防止策への取り組みは、2021年5月13日付「再発防止策等の取組状況に関するお知らせ」のとおりです。また、監査等委員会は、監査等委員でない前取締役6名に対して取締役責任調査委員会の調査報告書に基づき当該不正行為に対し取締役として善管注意義務違反であり、任務懈怠と判断し、2020年12月25日付で損害賠償請求訴訟を提起いたしました。監査等委員会は、訴訟でより多くの損害賠償額を回収すべく努力してまいります。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の過程は相当であると認めます。なお、上記②に記載のとおり、会社が監査等委員でない前取締役らへの訴訟提起を行った際の「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」に関する内部統制システムによる予防施策が不十分でありました。当社としましては、全社をあげて再発防止策や信頼回復に取り組んでおり、監査等委員会としましては、再発防止策の実施状況および内部統制システムの更なる強化実施状況等を引き続き監視および検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月17日

天馬株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 北野治郎 ㊟

監査等委員 片岡義正 ㊟

監査等委員 菅弘一 ㊟

(注) 監査等委員：北野治郎、片岡義正及び菅弘一は、会社法第2条、第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

メ 毛

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ 毛

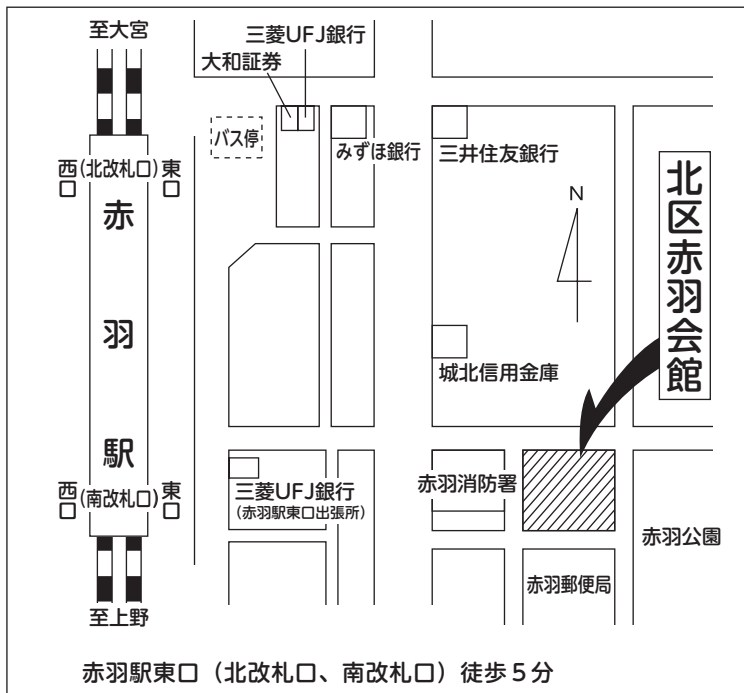
A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

株主総会会場ご案内図

北区赤羽会館 講堂

〒115-0044 東京都北区赤羽南一丁目13番1号

T E L 03-3901-8121



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。